



「児童虐待防止法施行20年を迎えて
～子どもの権利を守る虐待防止施策を考える～」

ご挨拶とシンポジウム企画の趣旨

理事長 吉田恒雄

当団体について



- ・ 2000年5月：児童虐待防止法成立
11月：同法施行
- ・ 2001年6月：虐待防止にかかわる現場の声を反映させることを目的に、多様な団体の参加を得て「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」として、設立
- ・ その後、シンポジウム（30回）、鎮魂集会（18回）の開催、調査・提言活動を展開
- ・ 2006年以降：オレンジリボン運動総合窓口として、児童虐待防止の広報・啓発活動を開始

児童虐待防止法施行 20 年を経過して



- 児童虐待防止法制度・体制の改革・拡充
 - ・ 児童福祉法、児童虐待防止法、民法等の改正等
 - ・ 児童虐待防止体制の拡充
 - ・ 児童虐待防止に関する社会的認識の拡がり
- ★ 児童虐待対応件数の増加、重大な虐待死事件の頻発
- ★ 虐待対応体制の質的・量的不足状態は変わらず
- ★ 虐待への積極的介入による社会、とくに子育てへの影響

現在の虐待防止法制度は有効に機能しているのか？

有効でないとすれば、

どこが問題なのか？

どのようにすればよいのか？

本シンポジウム企画の趣旨



- 当ネットワークの設立の経緯を踏まえ
 - ・ 児童虐待防止法制度が辿ってきた道をふりかえる。
 - ・ 改善された点、残された課題、なお拡充が必要な点を明らかにする。
- 成果の活用
 - 今後の調査研究、提言活動、啓発活動等につなげる。
- 目指すべき目標
 - ⇒ 社会の共通理解のもと、今後の虐待防止体制の整備・拡充を図り、**子どもの権利が保障され、児童虐待が生じない社会を実現する。**

進行



- 本日の講演者、シンポジスト
 - ・ 当ネットワークの理事ないし監事および自治体関係者
(講演者、シンポジストの紹介ファイル参照)
- 進行
 - ・ 基調講演
 - ・ シンポジストによる死亡事例を中心とする虐待の現状、児童相談所、市区町村、司法、社会的養護、子育て支援の現状と課題に関する報告
 - ・ 意見交換
- ★ 本日のシンポジウムが有益なものになるよう、視聴者の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

子どもの最善の利益を守る 児童虐待防止法の役割と課題



明治学院大学
名誉教授

松原康雄

児童虐待防止法成立前の状況



- 養護相談
- 養護相談の内数として児童虐待相談
現在 2018年度養護相談 228,719件（児童虐待相談は159,850） おおよそ7万件の養護相談の内容
- 児童虐待相談への社会的関心の高まり

児童虐待防止法の意義



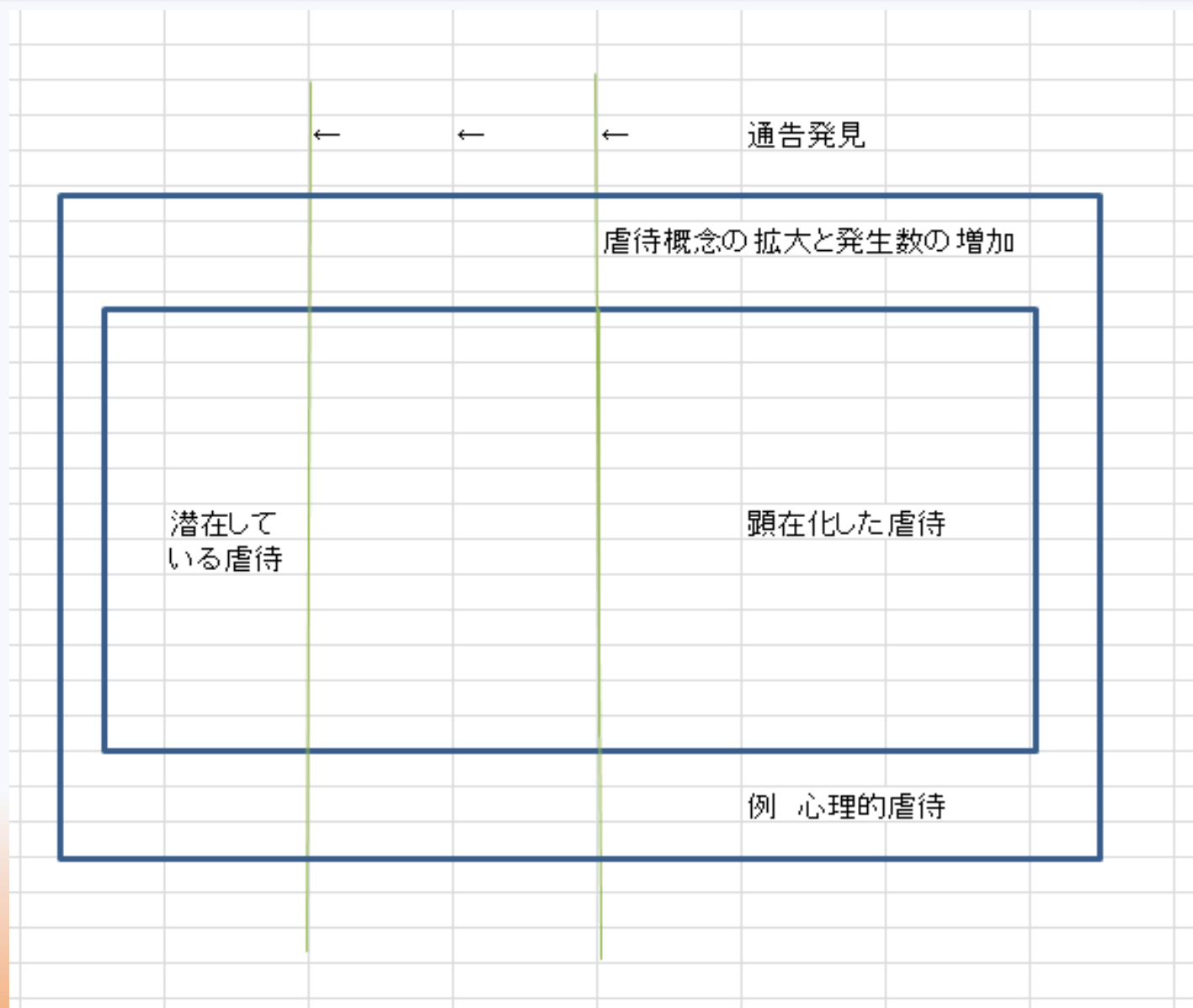
- 児童虐待に関する法的規定
- 必要な「介入」の強化
- 社会的関心のさらなる高まり
- 改正による児童の生命、成長・発達のさらなる確保

対応現場の変化



- ラポール（信頼関係）と同意を得ない措置
 - 市区町村の関与
 - 業務過多による疲弊
-
- 被措置児童虐待を予防する現場実践智と技術の継承の必要性

虐待相談対応件数増加要因



2019年度児童相談所での児童虐待相談対応速報値



- 2020/11/18日

全体 193,780件

身体的虐待 49240(40238)件 25.4%

ネグレクト 33345(29479)件 17.2%

心理的虐待 109118(88391)件 56.3%

性的虐待 2077(1730)件 1.1%

前年度は159,838件

対応全体図



- 発生予防
子育て支援 養育支援事業 母子保健
- 早期発見
関係機関・施設 地域社会 ダイヤル189 安否確認
- 支援 在宅
(一時保護)
親子分離 社会的養護(施設、里親)
- 家族再統合 社会的養護から自立支援
- アフターケア

児童虐待の予防



- 児童虐待防止法

第一条 「児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止」 （下線は筆者）

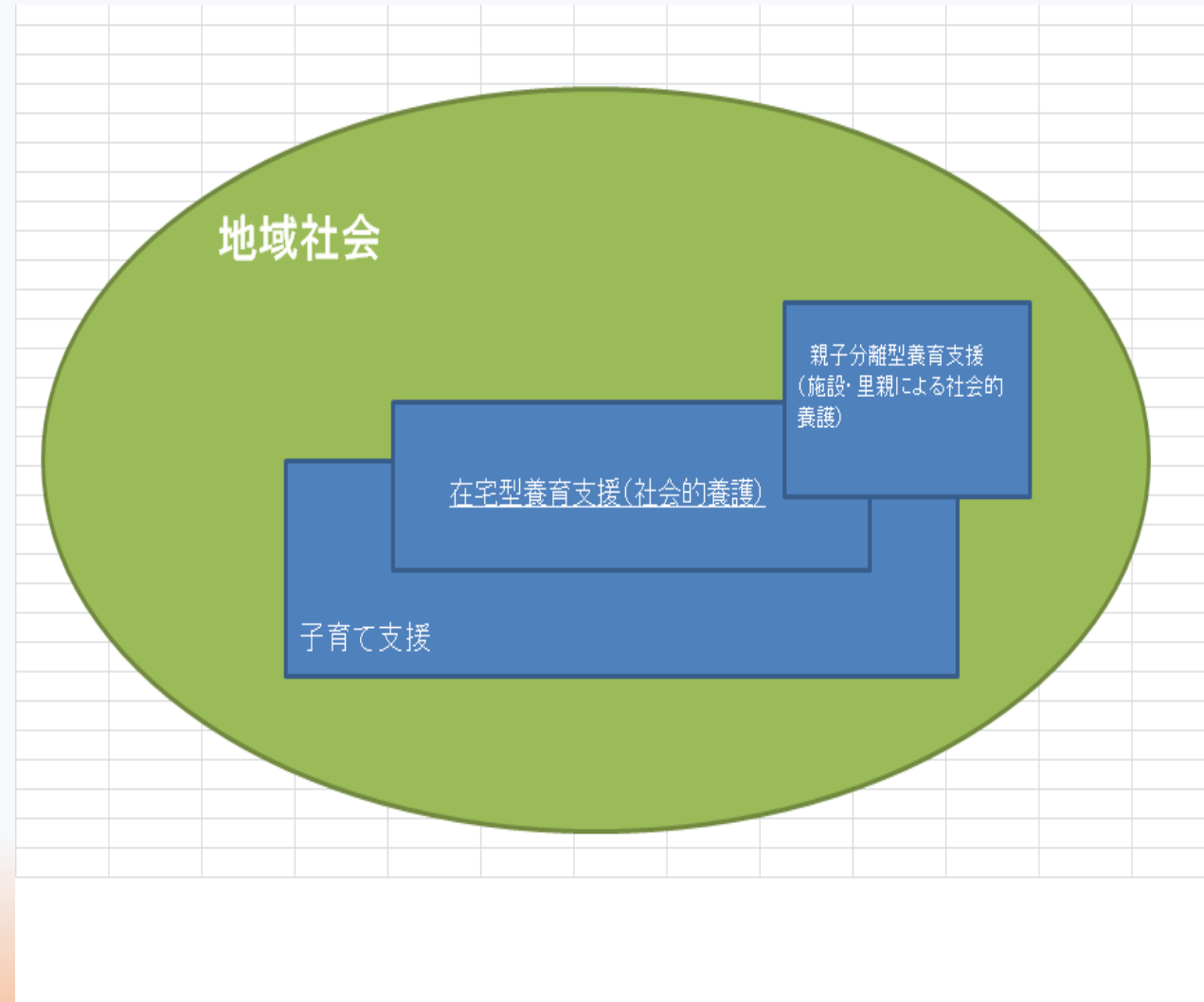
- 予防の重要性

地域子育て支援拠点事業等

排除しない地域づくり

子どもの最善の利益の基盤

子育て支援・社会的養護・地域社会の支援





子どもの虐待死をめぐって

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 第30回シンポジウム
児童虐待防止法施行20年を迎えて
～子どもの権利を守る虐待防止策を考える～

2021年2月14日：椎名篤子



児童相談所での児童虐待相談対応件数

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

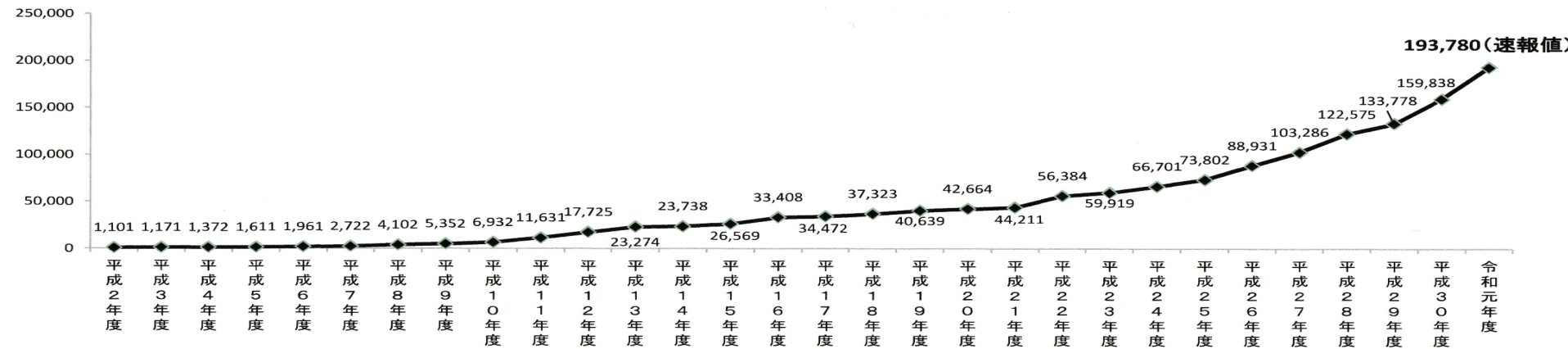
1. 令和元年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和元年度中に、全国215か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は193,780件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比+21.2%（33,942件の増加）

※ 相談対応件数とは、令和元年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (速報値)
件数	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780
対前年度比	+5.0%	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成30年度：88,391件→令和元年度：109,118件（+20,727件））
- 警察等からの通告の増加（平成30年度：79,138件→令和元年度：96,473件（+17,335件））

（平成30年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

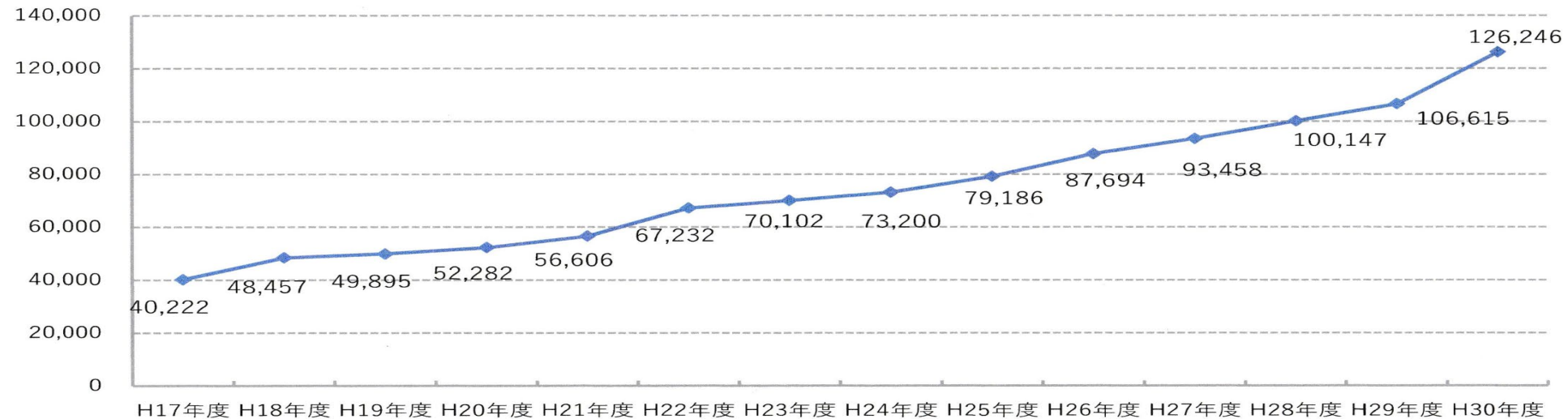
- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。



市町村児童虐待相談対応件数の推移

市町村児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。



※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】



児童相談所での児童虐待相談の内容別件数の推移

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和元年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度 (速報値)	49,240(25.4%) (+9,002)	33,345(17.2%) (+3,866)	2,077(1.1%) (+347)	109,118(56.3%) (+20,727)	193,780(100.0%) (+33,942)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

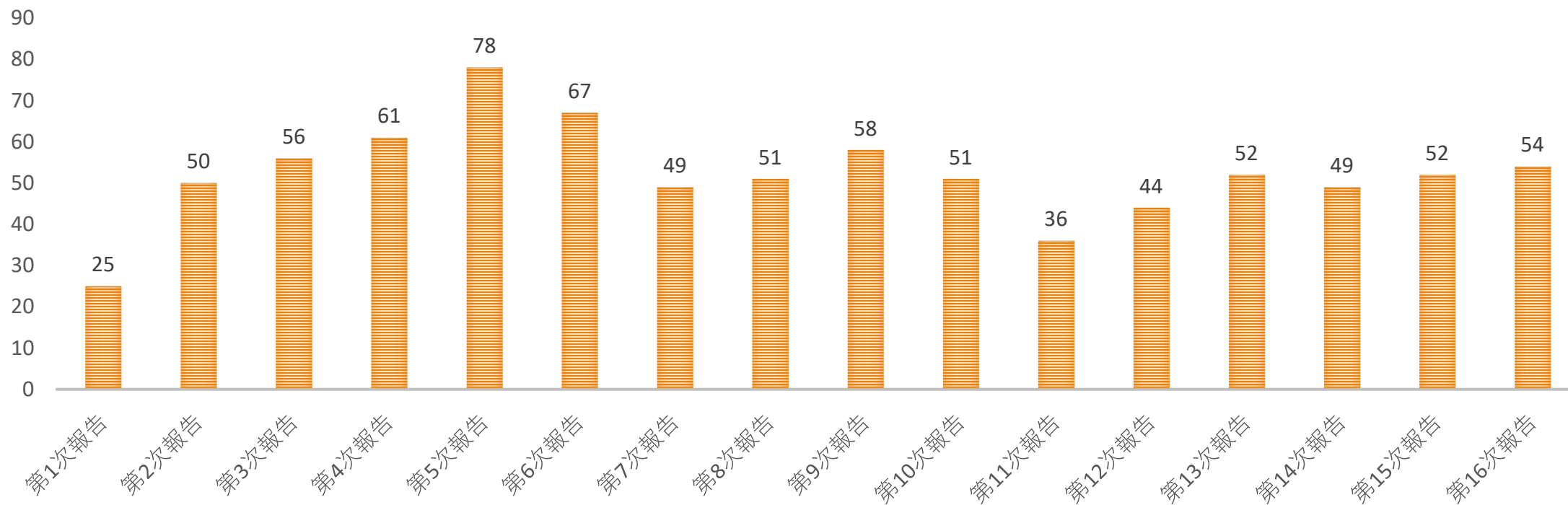
子どもの虐待死の状況

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第16次報告より



死亡人数（心中以外の虐待死）

総数833人



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会）第1次から第16次報告より。注：第1次報告は対象期間が平成15年月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月）と、対象期間（月間）が他と異なる。

グラフ作成：椎名篤子

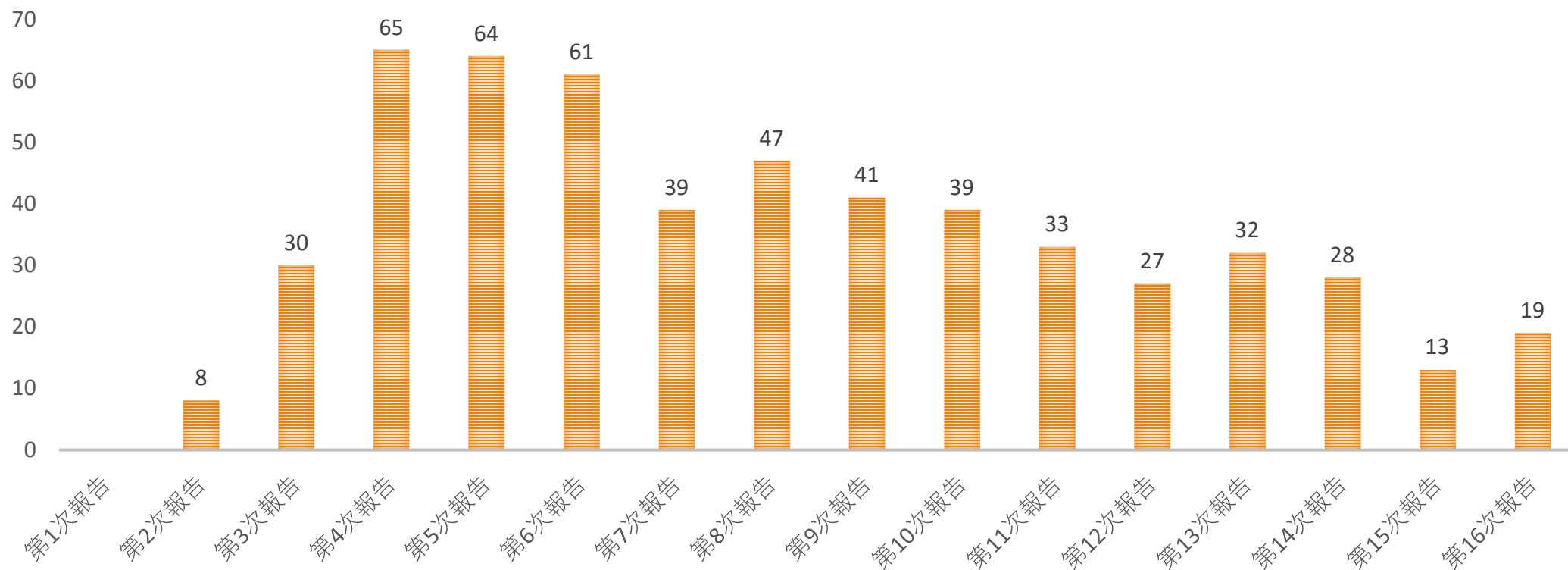
子どもの虐待死の状況

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第16次報告より



総数546人

死亡人数（心中による虐待死）



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会）第1次から第16次報告より。注：第1次報告は対象期間が平成15年月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月）と、対象期間（月間）が他と異なる。

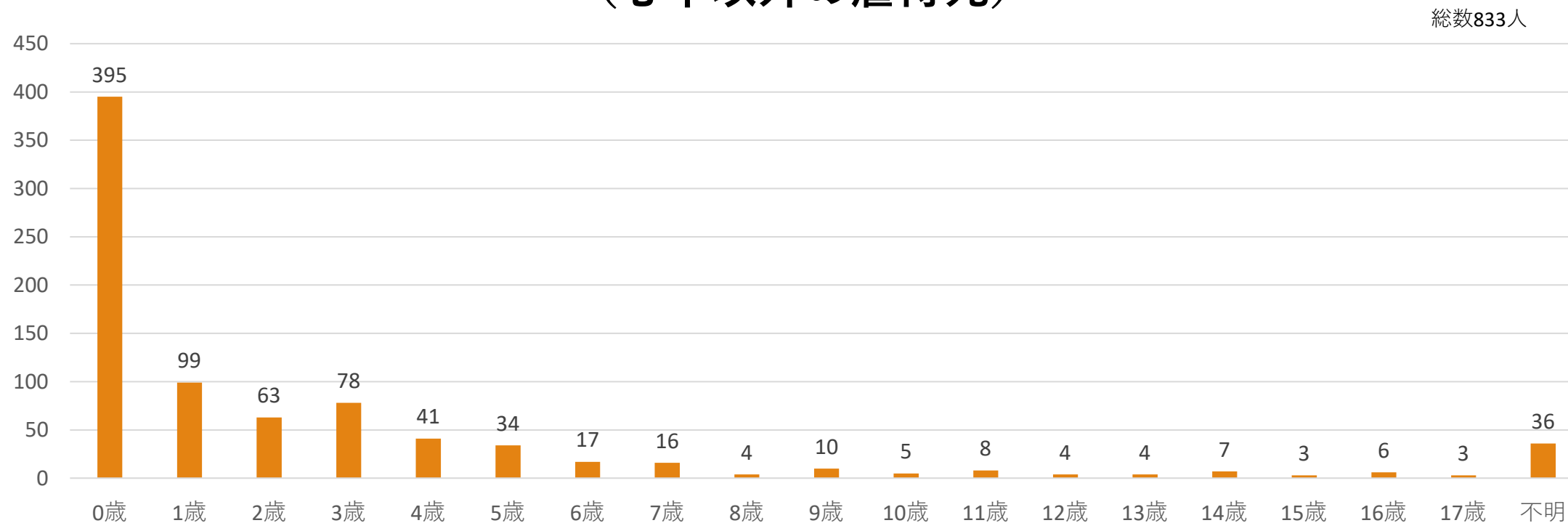
グラフ作成：椎名篤子

子どもの虐待死の状況

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第16次報告より



死亡時点の子どもの年齢と年齢別人数 (心中以外の虐待死)



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会）第1次から第16次報告より。注：第1次報告は対象期間が平成15年月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月）と、対象期間（月間）が他と異なる。

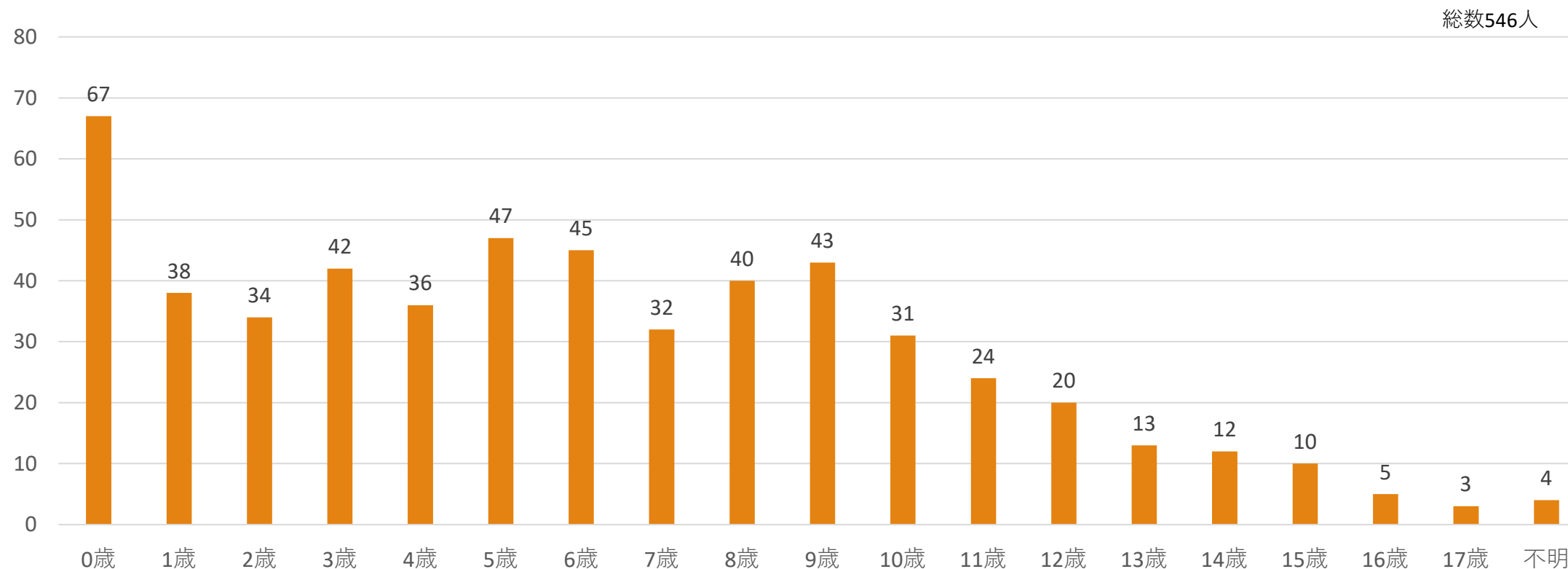
グラフ作成：椎名篤子

子どもの虐待死の状況

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第16次報告より



死亡時点の子どもの年齢と年齢別人数 (心中による虐待死)



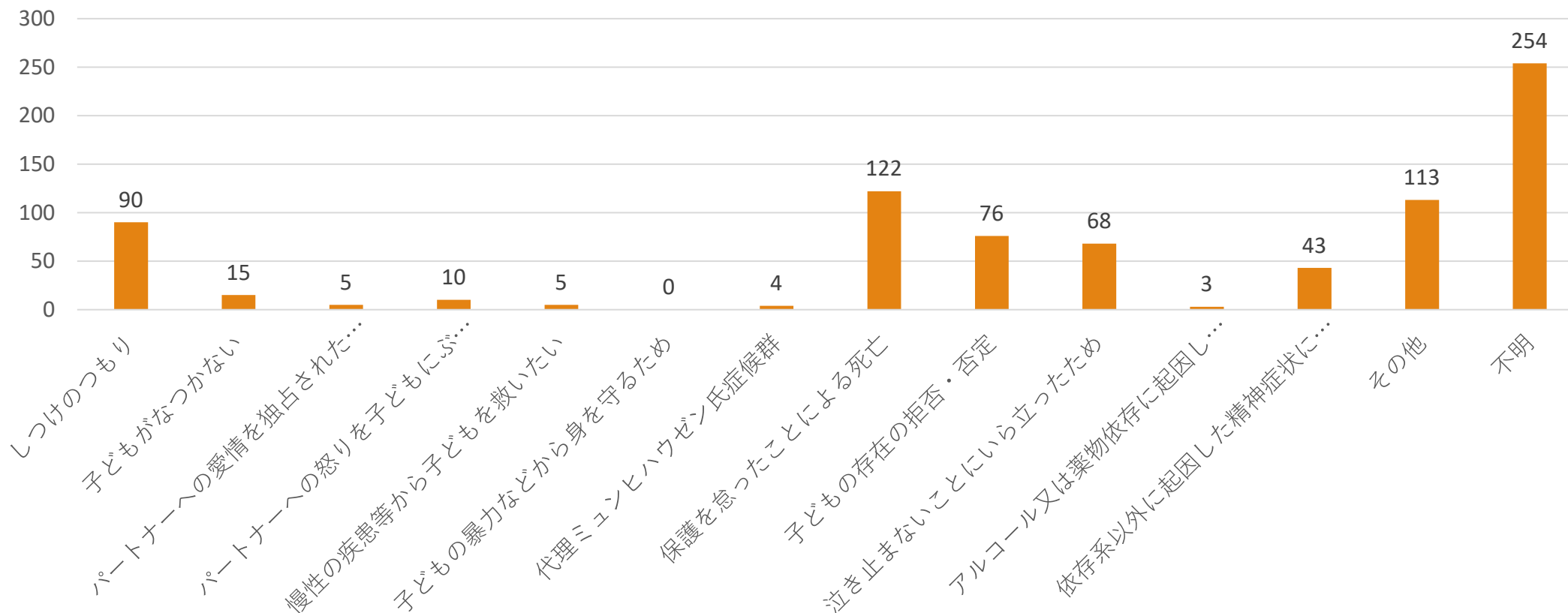
「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会）第1次から第16次報告より。注：第1次報告は対象期間が平成15年1月から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月）と、対象期間（月間）が他と異なる。
グラフ作成：椎名篤子

子どもの虐待死の状況

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第16次報告より



加害の動機（心中以外の虐待死）



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会）第1次から第16次報告より。注：第1次報告は対象期間が平成15年月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月）と、対象期間（月間）が他と異なる。

グラフ作成：椎名篤子

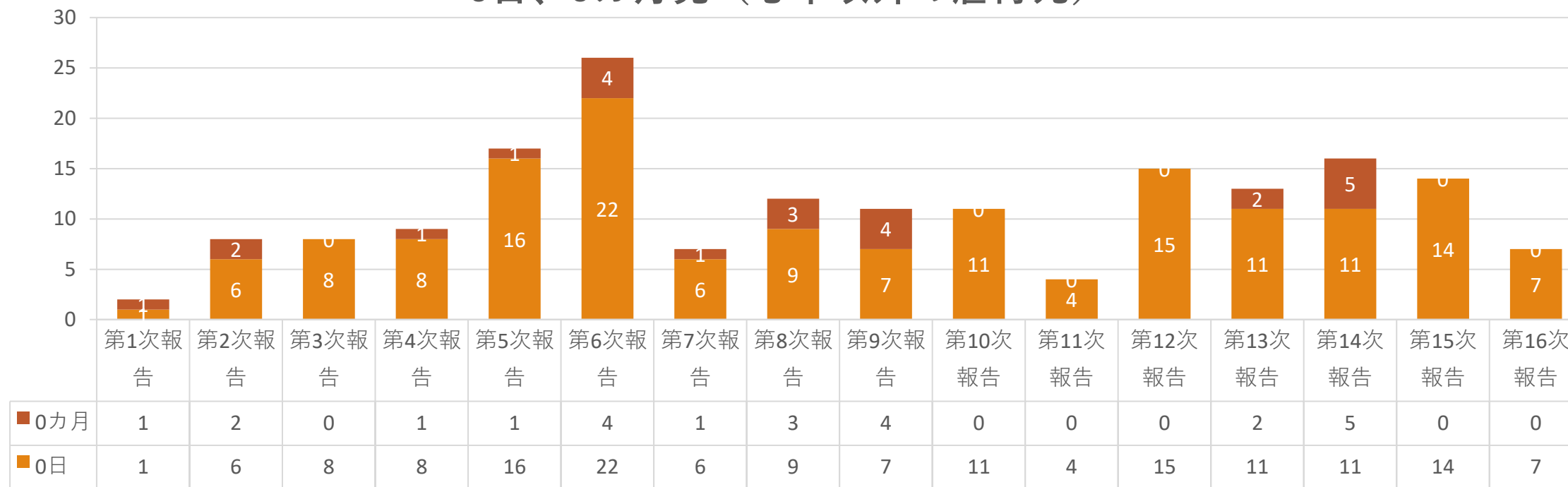
子どもの虐待死の状況



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第16次報告より

第1次報告～第16次報告 : 0日156人 : 0カ月24人 総数180人 : 0歳児総数395人の45.6% (0歳児の割合は全体の47.4%)
生後24時間に満たない死亡(0日児)、日齢1日以上月齢1か月未満児(0カ月児)

0日、0カ月児(心中以外の虐待死)



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会)第1次から第16次報告より。注:第1次報告は対象期間が平成15年1月1日から同年12月末日(半年間)、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで(1年3か月)と、対象期間(月間)が他と異なる。
グラフ作成:椎名篤子

委員会からの課題と提言（第16次報告）



（１）地方公共団体への提言

- ①虐待発生予防及び早期発見
- ②関係機関の連携および役割分担による切れ目のない支援
- ③要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施
- ④母子生活支援施設入所中の対応と支援
- ⑤児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理
- ⑥児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上
- ⑦虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

委員会からの課題と提言（第16次報告）



（２）国への提言

- ①虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
- ②虐待対応における児童相談所及び市区町村やその他の機関との連携強化の推進
- ③児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
- ④要保護児童対策地域協議会の効果的運用と体制の整備
- ⑤入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設入所中の支援体制の整備
- ⑥医療機関退院後の継続支援の促進
- ⑦地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進
- ⑧再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
- ⑨子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

現在、妊娠期から出産,子育て期までの継続した支援策の強化が図られている



市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要



※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。



関係者（機関）により子どもの虐待死を
防ぐための努力が続けられている



子どもの死と向き合う専門家たちは

◇多数の虐待死亡事例検証を行っている検証委員は...

死亡事例検証結果を生かして「子どもの虐待死を繰り返さない」

◇看護師・保健師の教育にあたる大学教授は...

ひとりひとりの妊娠期を支える、子育てを支える、声に出せないSOSを置いてきぼりにしない

◇総合医療センターの小児科医師は...

病院だからこそ虐待の発見から家族支援までを行える。医療機関と地域関係機関とで子どもと家族を支える体制を整え支援の輪を作る



子どもの虐待死のすべてが発見されているのだろうか

毎年350人前後の子どもの虐待死が発生している可能性があるという報告について



◇日本小児科学会「子どもの死亡登録・検証委員会」

- ・ 設立目的—予防可能な子どもの死亡を防ぐこと
- ・ 「パイロット4地域における、2011年の小児死亡登録検証報告」※1

毎年350人前後の虐待死が発生している可能性があり、厚労省統計の3～4, 5倍の虐待死があると推計される



子どもの「死因究明」のための制度が求められている

米・伊などで導入されているChild Death Review（予防のための子どもの死亡検証）制度、日本でもモデル事業が始まっており具体的な制度導入が期待される



◇日本でチャイルド・デス・レビュー（Child Death Review CDR）制度を研究し、制度導入のために尽力している医師たちによれば、

- 制度の目的は、予防できる子どもの死を減らすこと。子どもの死亡について医師や法医学者、児童福祉司、保健師、警察官、検察官などで検証し、そこから「次の死亡を防ぐためにどう行動すればよいか」と導きだす取り組みで「死因究明」は欠かせない重要な部分
- アメリカでは約40年前から、イギリスでは約10年前から、法整備も伴いながら実施されてきた。先進国の50%弱、発展途上国の25%程度がCDRの仕組みをもっている
- CDR導入のきっかけは国により異なるが「虐待死の見落としを予防するため」「虐待死に関する冤罪を防止するため」などだった。どの子どもにも等しく検証される機会を提供する制度であり、その過程で、虐待の可能性に気づかされる事例がある
- アメリカではすべての州で法制化され、1350のCDRチームが活動。検証内容は報告書として公表され、提言は子どもを守るために施策につながっている



課題：支援につながらない妊娠への対応を

虐待死には、大きく分けて2つの背景

①ネットワークが構築された中で起こった事例

②妊娠中に誰ともつながっていなかった事例



相談先につながる具体策を

予期しない妊娠/計画していない妊娠



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第16次報告より

日齢0日児は、すべての事例が「母子健康手帳の未交付」「妊婦検診未受診」

「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と関連する妊娠期・周産期の問題
(心中以外による虐待死)

区分	「予期しない妊娠／計画していない妊娠」の内訳(13人)									
	死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待死)									
	0日(4人)		1日～1か月未満(0人)		1か月～1歳未満(5人)		1歳以上(3人)		不明(1人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
母子健康手帳の未交付・妊婦健診未受診	4 (1)	100.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の未交付・妊婦健診受診	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の交付・妊婦健診未受診	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	3 (2)	60.0%	0 (0)	0.0%	1 (0)	100.0%
母子健康手帳の交付・妊婦健診受診	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	2 (0)	40.0%	2 (2)	66.7%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の未交付・妊婦健診受診不明	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の交付不明・妊婦健診受診不明	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%



ありがとうございました



児童虐待対応における 司法の役割

～児童虐待防止法施行20年を迎えて

弁護士 掛川 亜季

児童虐待防止法制の展開



2000年11月 児童虐待防止法施行

- 1 児童虐待の定義の明確化
- 2 早期発見・通告義務
- 3 一時保護・立入調査の活用
- 4 面会通信制限
- 5 親権の適切な行使に注意喚起

児童虐待防止法制の展開



2004年改正

（児童福祉法）

- 1 市町村と児童相談所との役割分担
- 2 要保護児童対策地域協議会の導入
- 3 28条審判について、2年ごとの更新導入

（児童虐待防止法）

- 1 児童虐待の定義改善
- 2 通告「児童虐待を受けたと思われる」児童に変更

児童虐待防止法制の展開



2007年改正

(児童虐待防止法)

- 1 臨検捜索制度の導入
- 2 面会通信制限の適用範囲拡大
- 3 接近禁止命令制度導入
- 4 地方公共団体の機関の児童虐待情報・資料の提供

児童虐待防止法制の展開



2011年改正

(民法)

- ・ 親権喪失の要件整理
- ・ 親権停止制度の導入
- ・ 未成年後見制度の整備

(児童福祉法)

- ・ 児童相談所長・施設長等と親権との関係整理
- ・ 保護者の意に反する一時保護延長を児童福祉審議会に

児童虐待防止法制の展開



2016年改正

(児童福祉法)

- ・ 総則に児童の権利条約の精神にのっとること、児童の意見の尊重、児童の最善の利益が明記
- ・ 保護者支援 家庭養育、不可の場合の家庭と同様／家庭的環境
- ・ 市町村・児相の役割明確化、強化
- ・ 親子関係再構築・自立支援の強化

(母子保健法)

- ・ 母子健康包括支援センター設置努力義務
- ・ 特定妊婦の情報提供

児童虐待防止法制の展開



2017年改正

(児童福祉法)

- 1 一時保護延長に対する司法審査の導入
- 2 28条審判途中・却下時の保護者指導
- 3 接近禁止命令の対象範囲の拡大

児童虐待防止法制の展開



2019年改正

（児童虐待防止法）

- 1 体罰の禁止
- 2 転居事例、DV事案の連携強化

（民法）

- 1 特別養子縁組制度の改正

法制度の展開と課題



- 1 虐待の介入、保護の強化
- 2 予防的視点が漸進
 - * 市町村と児相の役割分担
 - * 母子包括的支援
 - * 体罰の禁止
- 3 再統合に向けて
 - * 28条却下・審判中の保護者指導勧告
- 4 子どもの意見表明、子どもの権利条約への意識

法制度の展開と課題



司法における課題

- 1 司法手続が各事件単位
 - 子／家族に対する一貫継続した関わりがない
 - * 一時保護延長審判と28条審判事件の動向
 - * 親権制限が段階的にできず、ハードルが高い
- 2 司法手続前からの当事者参加の機会が乏しい
- 3 手続前、手続き中ともに子どもの参加が乏しい
- 4 介入場面の手段は強化されてきたが、情報収集に依然課題

今後に向けて



① 子どもの権利についての理解促進、実効性確保

→子どもの権利基本法

*子どもの意見表明権

*体罰は禁止されたが、品位を傷つける罰も当然許されない

② 親権概念の整理

→子どもの成長発達を担う義務の側面

*親権の濫用・不行使に対して是正の機会

*迅速性、必要部分への即時対応性

今後に向けて



③ 家族全体を見据えた支援

問題の根本解決がなければ、子どもの安心な家庭生活は実現せず

→（親権停止・喪失と連動する形での）ケア受講命令

例 DV加害防止プログラムの受講

精神科医療受診

＊プログラムの充実、家裁の児童虐待への理解深化が必要

④ 継続性

事件単位の制約はあるが、一貫、矛盾しない手続・判断を

今後に向けて



- ⑤ 司法審査手続（一時保護、28条審判）の改善
 - ・一時保護は保護者と子、双方にとり大きな影響
→可及的速やかに全件について司法審査を行い、適正を担保
 - ・司法手続における子どもの意見表明・参加の確保
- ⑥ 情報の共有
 - ・管轄区域外・担当部署の違い
→共通データベースが作成できないか
 - ・民間機関を含めた情報取得の根拠明確化
→児童相談所の調査・情報収集権限や応じる義務の明記

ご清聴ありがとうございました



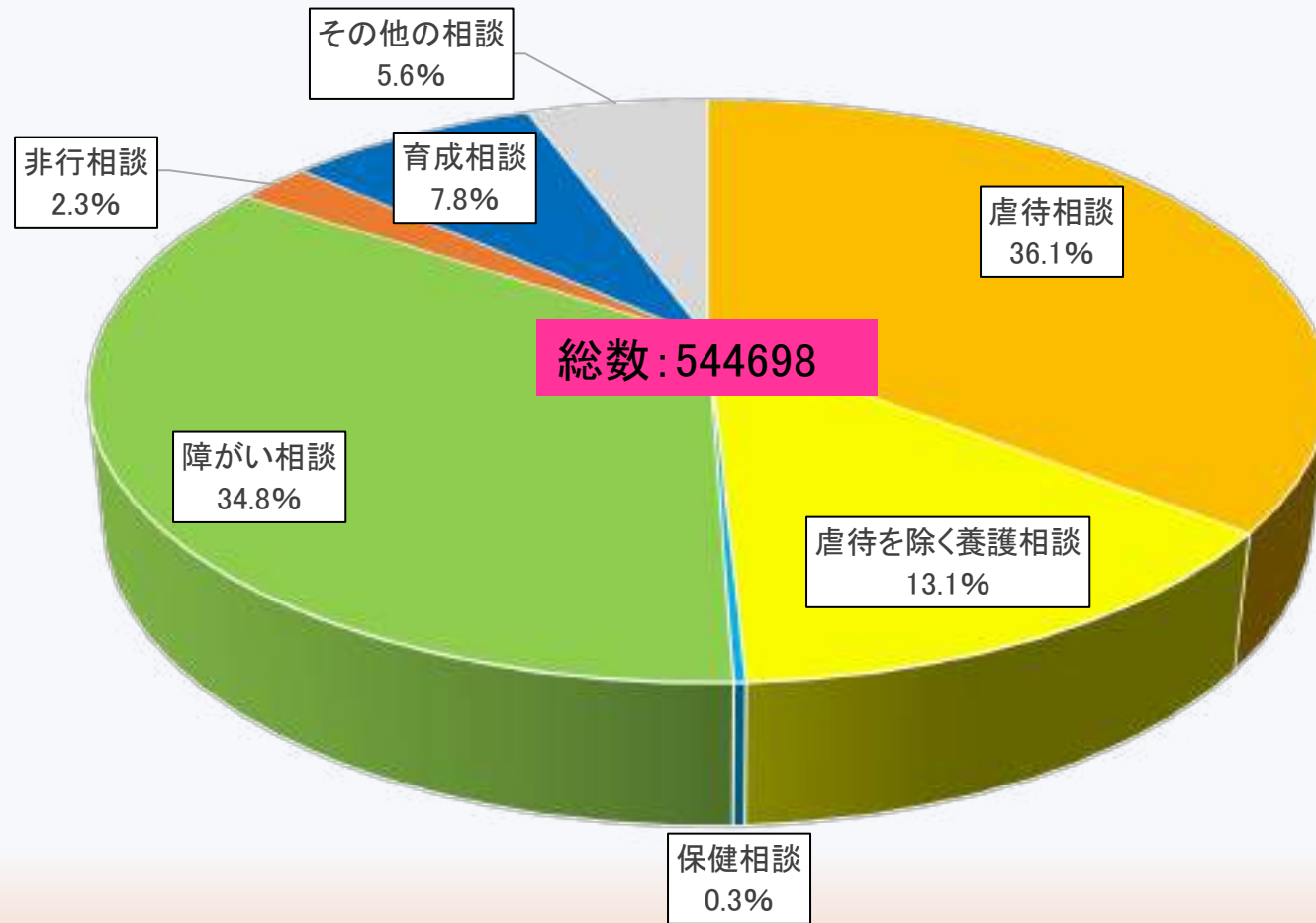


激変した児童相談所の光景と 新たな虐待対応体制への模索

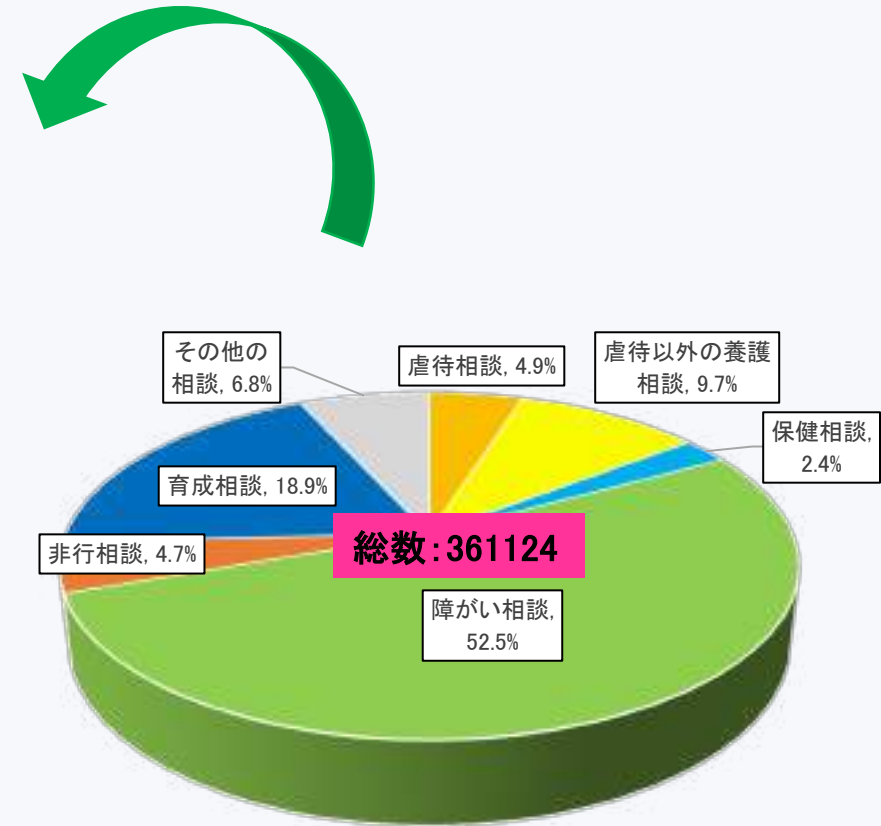
NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事

明星大学 川松亮

児童相談所における相談種類別相談対応件数割合

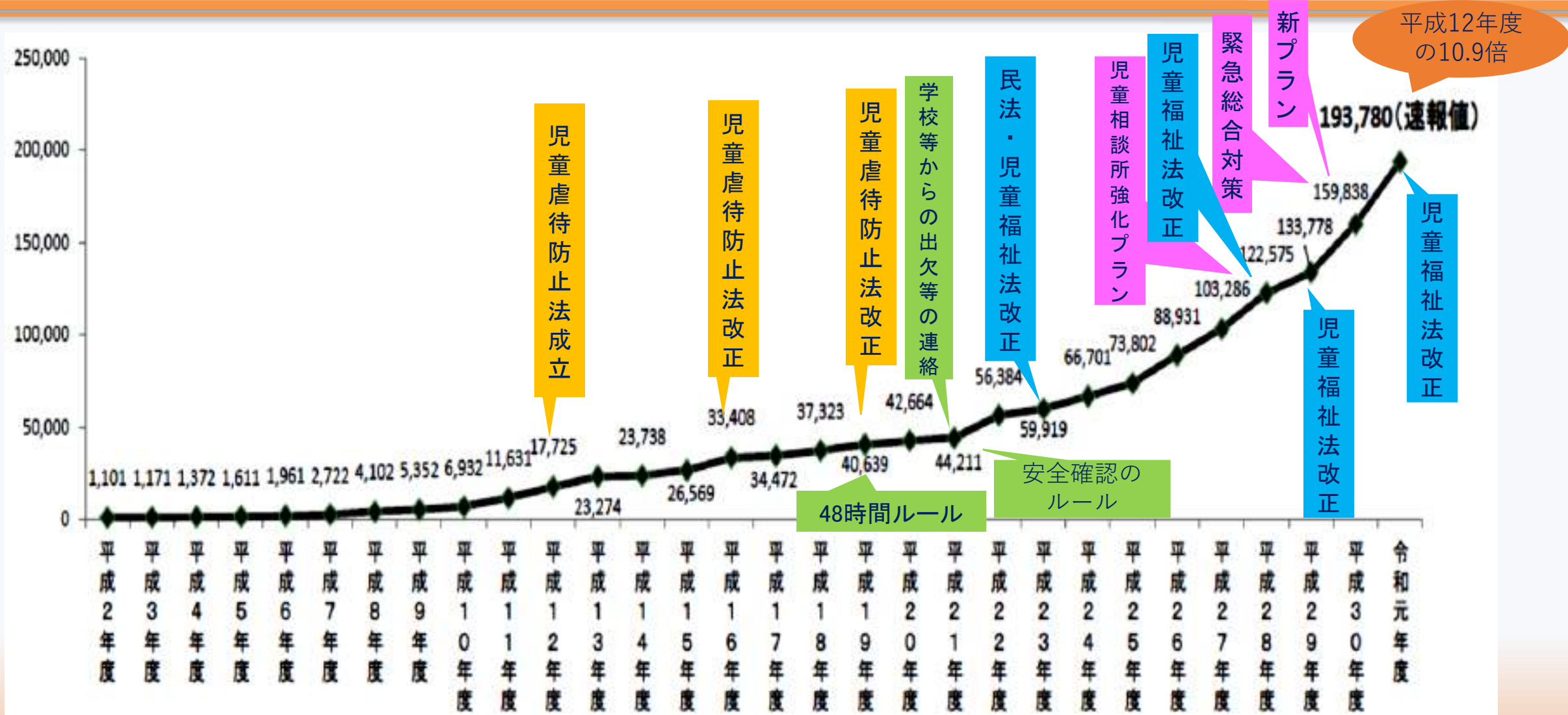


2019年度厚生労働省福祉行政報告例から筆者作成



2000年度厚生労働省社会福祉行政業務報告から筆者作成
(なお、当時の集計項目は処理件数)

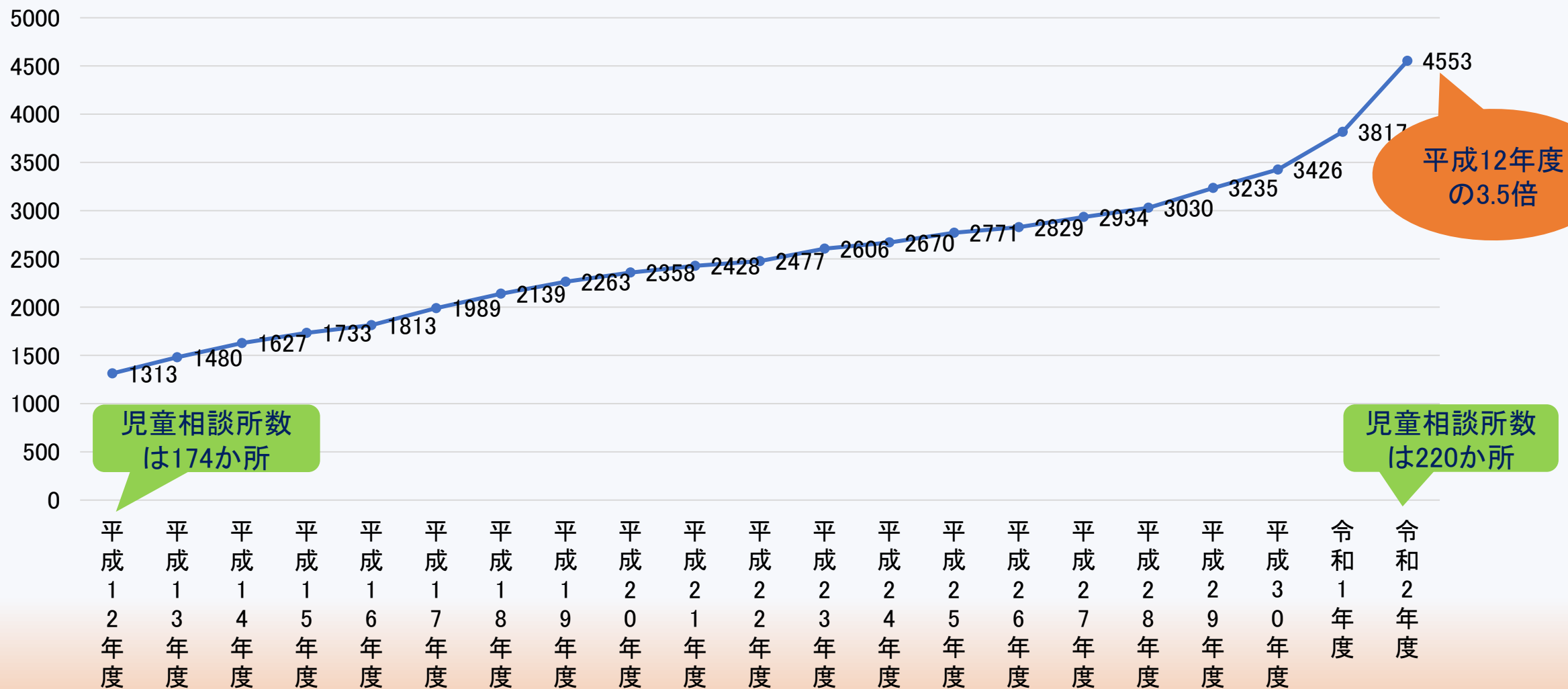
児童相談所における児童虐待相談対応件数と虐待対応体制の強化の推移



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

厚生労働省「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞」
(2020. 11.19公表)

全国の児童福祉司数の推移



この20年間で可能になったことや進んできた取り組み



○可能となった(あるいは導入された)法的対応の例

- 家庭裁判所の承認を得て行う措置の更新の際の司法関与
- 通信・面会の制限
- 接近禁止命令
- 解錠を伴う立入調査(臨検・搜索)
- 親権停止制度
- 児童相談所長・施設長の観護措置と親権の関係の整理
- 18歳を超えた(20歳未満の)者への措置等の拡大
- 親権者の同意なく一時保護が2か月を超える場合の家庭裁判所による審査

○支援の取り組み

- 保護者支援プログラムの進展と広がり
- サインズ・オブ・セーフティなどのソーシャルワークの新たな枠組みの導入
- 被害事実確認面接の広がり→警察・検察との三機関合同面接の広がり
- 応援ミーティングなどの子どもや家族が参画する取り組み
- アセスメントツールの開発と広がり

児童相談所の相談体制の現状



- 2019年度の虐待相談対応件数193780件
÷ 2019年度4月1日現在の全国の児童福祉司数3817人
＝児童福祉司一人当たり虐待相談対応件数50.8件

(児童福祉司の中にはケースを持たない管理職やSV、里親担当者、市町村支援担当者などが含まれており、さらに加えて他の相談種別の相談事例や、前年から継続している入所措置・在宅指導事例等も含まれる。)



【参考】

○イギリスにおける児童保護にかかわるソーシャルワーカー数(日本の児童相談所に該当するCSCにおけるソーシャルワーカー数)は3万670人であり、

○一人当たりのケース数は約16.8ケース。(2017年)

(公益財団法人資生堂社会福祉事業財団『2018年度第44回資生堂児童福祉海外研修報告書
～イギリス児童福祉レポート～』(2019年3月))

介入機能強化と疲弊する児童相談所現場



- 児童相談所の権限強化とその迅速的確な行使への要請の高まり
- 人員配置の圧倒的少なさと対応件数の多さのためにゆとりを失った児童相談所現場
一つ一つの事例に丁寧に継続してかかわることができないもどかしさ、対応が遅れがちになるもどかしさ・・・
- 異動が多く、経験年数が全体的に短く、専門性が定着しにくいという課題
ベテランが相対的に減少している中での経験知の伝達の難しさ
- 国の人員配置増計画と人材確保の難しさ

相談対応のスタンスの変化



【支援的関与、クリニック機能】

任意の相談に応じ、親子の困難に寄り添いながら、
解決へ向けて親子と一緒に考える。

児童心理司や医師がいて、児童福祉司の社会診断
と相まって子どもの成長発達を支援する取り組み。



【介入的関与】(虐待対応へのモード変換)

不適切な養育状況に対して積極的に介入し、
相談意欲のない当事者に改善を働きかける。

行政権限の適切な行使を求められる。

不作為を責められる。

児童相談所のジレンマと支援機能の弱まり



- 介入的ソーシャルワークと支援的・サポータティブなソーシャルワークとの矛盾と混乱
- 権限行使による保護者との対立が増え、その後の援助関係の構築に苦慮する実情
- それでも、保護者との信頼関係に基づいたソーシャルワークの展開が求められる。
- 一方で、児童相談所における支援機能の弱まりへの懸念
- マニュアルや判断基準にとらわれがちな実情
- 虐待を予防するための地域の取り組みへの関与が十分行えない恐れ



介入と支援の定義について

- 介入の中にも支援がある
— 支援は介入から始まる
- 支援の中にも介入が必要な局面がある



介入＝枠組みを作る、親子に必要な改善を求める。

支援＝親子の意向を尊重し、問題解決のために支援者が協働する。

子どもの虐待対応における介入

- ▶ 安全確認・一時保護・立入調査他の法的対応などの初期対応及び権力的な行為として限定的に考える
- ▶ その後続く、継続的な支援（施設や里親委託措置・在宅での支援）と区別する。

初期対応と支援の分離の検討



- 虐待対応においては、介入的関与から始まることで保護者と対立し、その後の支援にスムーズに移行できない事例が見られる。
- 児童相談所の通告件数増により、初期対応に追われて、その後の支援を丁寧に行うことができない状況になっている。
- 初期対応や法的権限行使とその後継続して支援する機能を児童相談所が1か所で担うことには限界が感じられる。



○初期対応や法的権限の行使と其の後の継続的な支援とを違ふ機関に分ける必要がある。

○一時保護の決定が行政機関の判断のみで実施されていることに問題がある。支援の受け入れを裁判所が促す仕組みも乏しい。

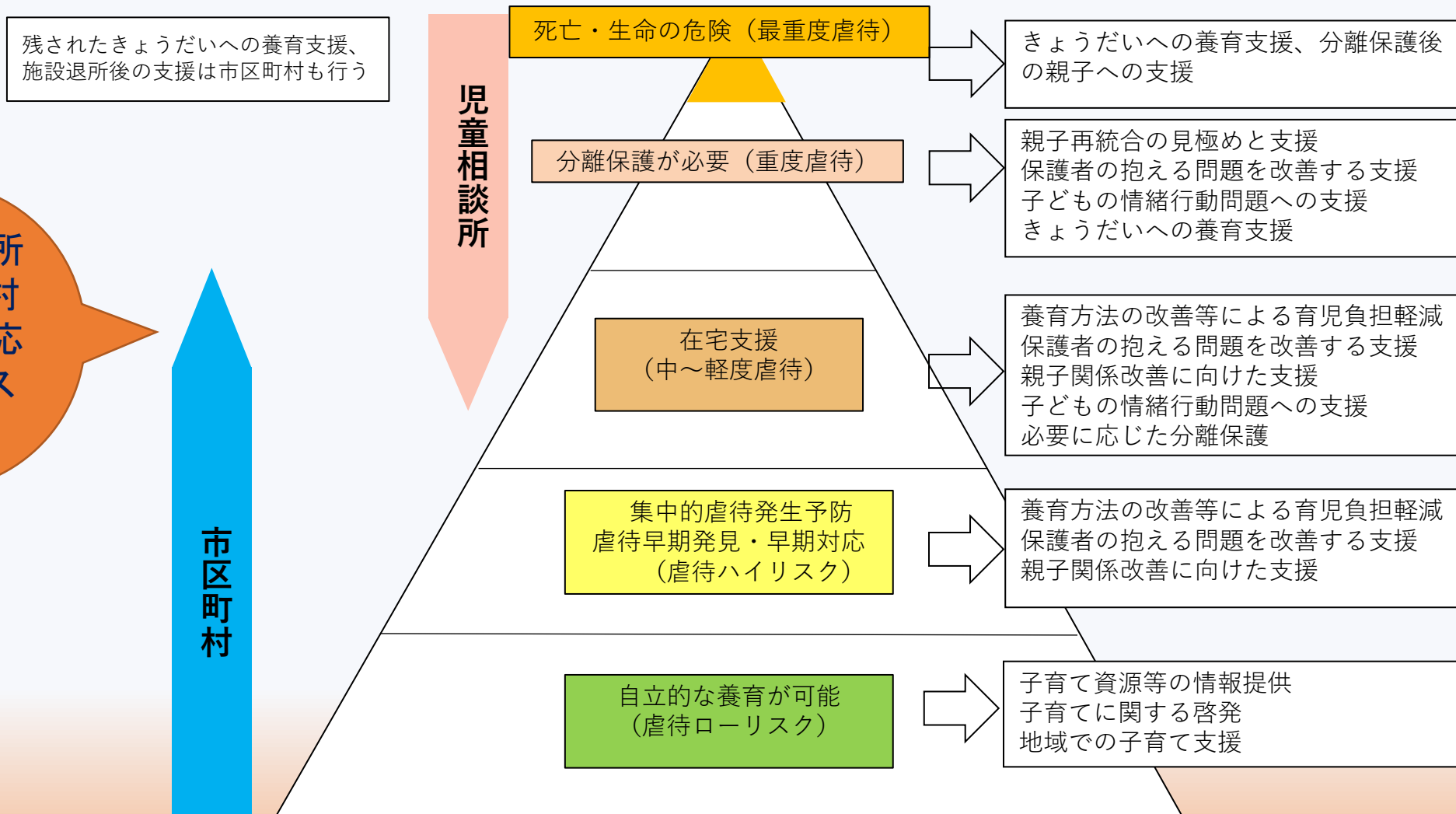


司法が関与するシステムの構築が必要。



重症度に応じた子ども虐待対応の枠組み

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」平成25年8月版掲載の図を基に

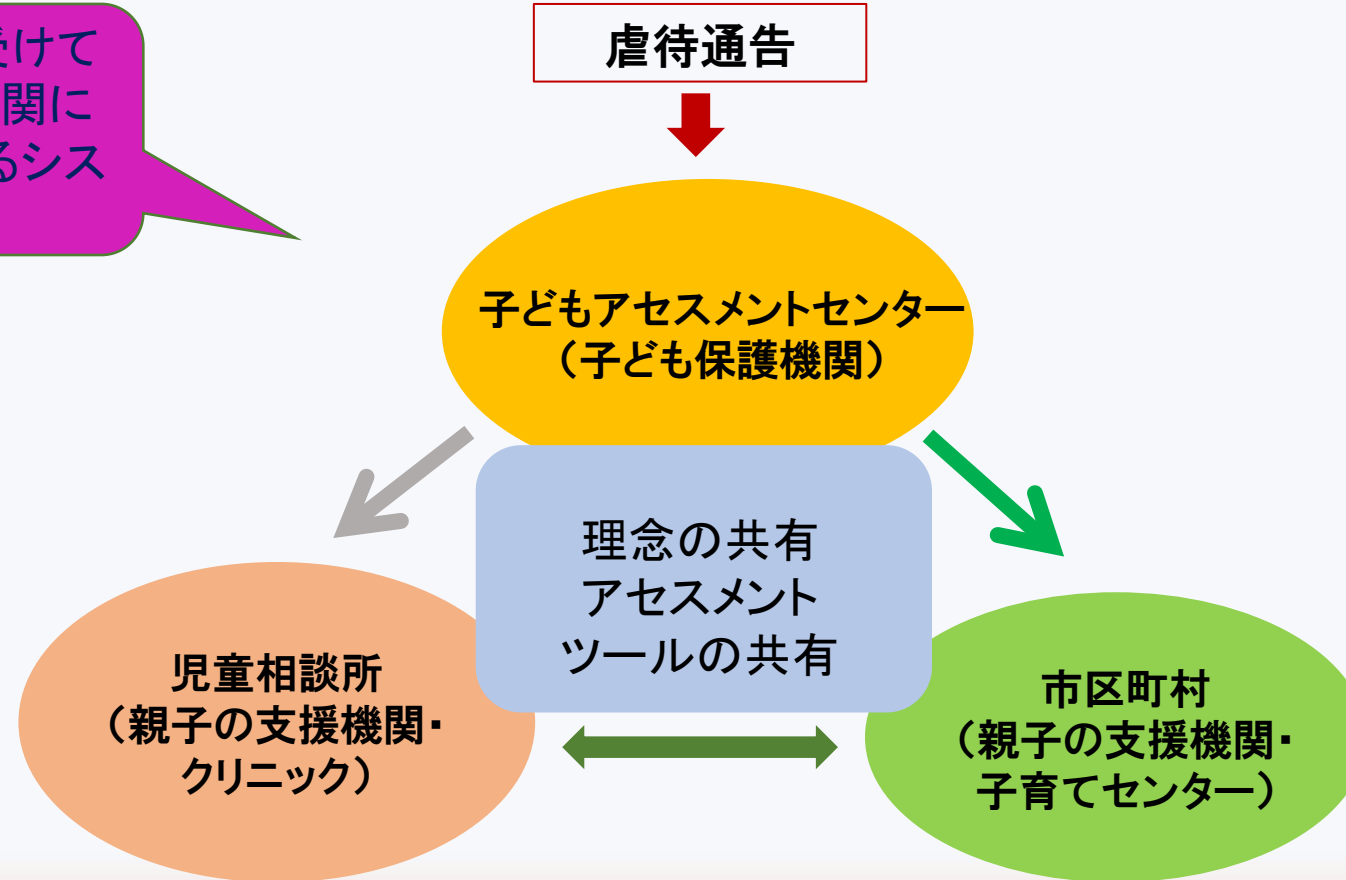


児童相談所
と市区町村
の事例対応
区分にミス
マッチ



これからの子ども虐待対応の構造案

通告をワンストップで受けて
アセスメントし、対応機関に
応じて事例を振り分けるシス
テムの導入を



これからの児童相談所を考えるために



- ①児童相談所にソーシャルワークをもう一度取り戻す必要がある。
支援機能の強化を。 相談支援関係形成の力量向上を。
- ②市区町村や関係機関・民間団体と協働での取り組みを進める必要がある。
～一緒に動くことの積み重ね、重ね合う支援～
- ③子どもと家族が参画して協働する相談支援の展開を。
- ④虐待予防を重視し、地域の子育て支援の充実のために児童相談所が役割発揮を。
支援のための社会資源を創出するソーシャルアクションが必要。
- ⑤他自治体や民間支援機関、児童福祉施設等との人事交流、人材の相互移動を。



(市区町村)
子どもを守り家庭を支える取り組み
～これまで、そしてこれから

特別区職員研修所
教務課 主査 坂入 健二

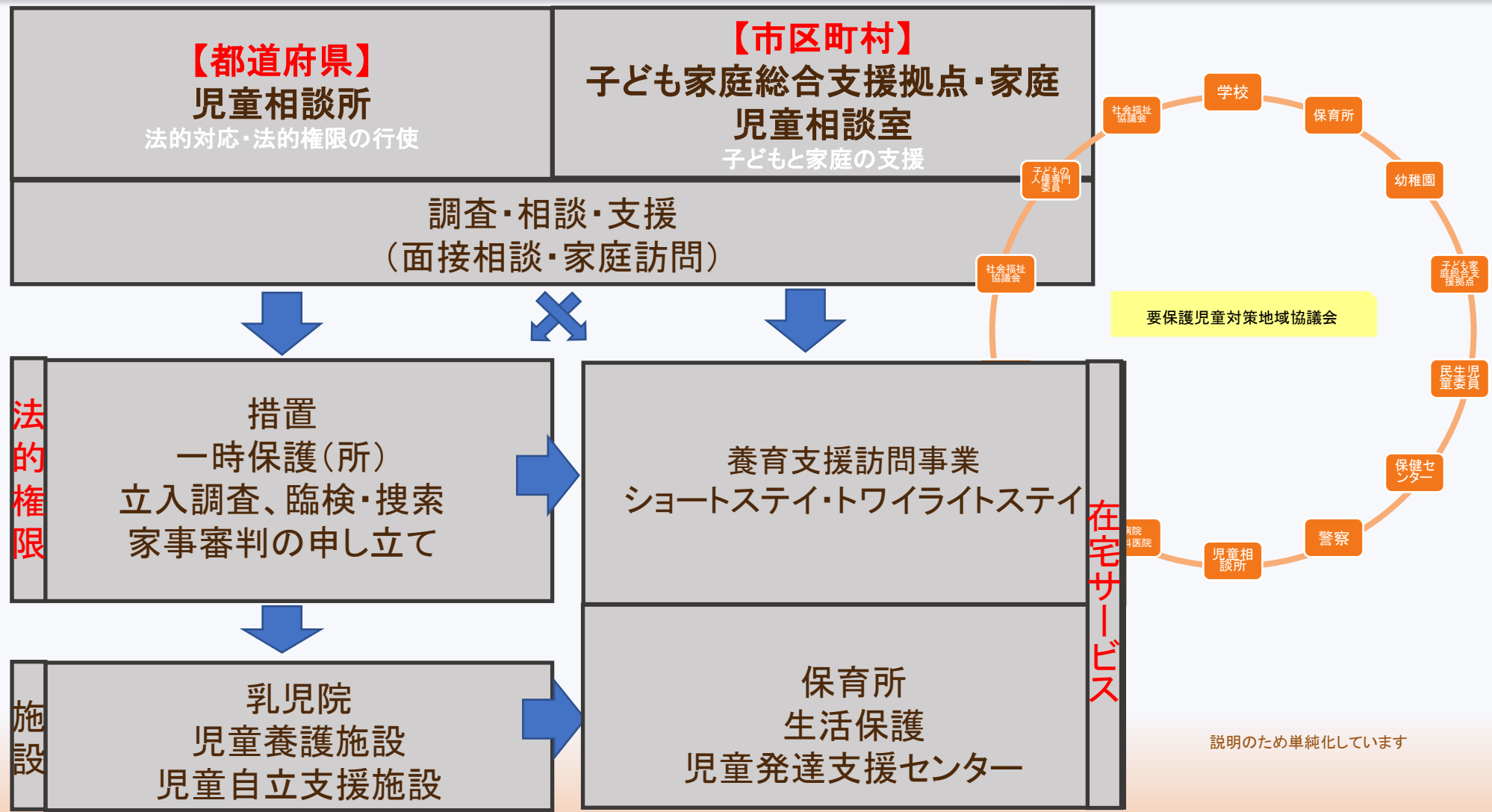
報告者の立場



- 【職務歴】 平成元年区役所入庁。生活保護ケースワーカー等を経て平成15年より子ども家庭支援センター（**子ども家庭総合支援拠点**）で子ども家庭相談に従事し**虐待対応**にあたる。
- 【現在】 特別区人事・厚生事務組合（特別地方公共団体） **特別区職員研修所**で23区に勤務する児童相談所、子ども家庭総合支援拠点等に勤務する区職員の人材育成に従事。
- 【関心】 市区町村における児童虐待対応、子育て支援、要保護児童対策地域協議会、児童虐待対応における**心理・福祉の専門性融合**。
- 【資格】 臨床心理士、社会福祉士

報告者は区役所で16年間児童虐待対応（子ども家庭支援）の現場にいました。

児童相談所と市区町村の役割



「虐待」には児童相談所と市区町村がそれぞれの役割の中で協力して対応しています。

平成29年度児童虐待相談対応の内訳



児童相談所 虐待相談対応件数
133,778件

市区町村 虐待相談対応件数
106,615件（児相との重複あり）

合計 240,393件

一時保護
21,268件

8.8%

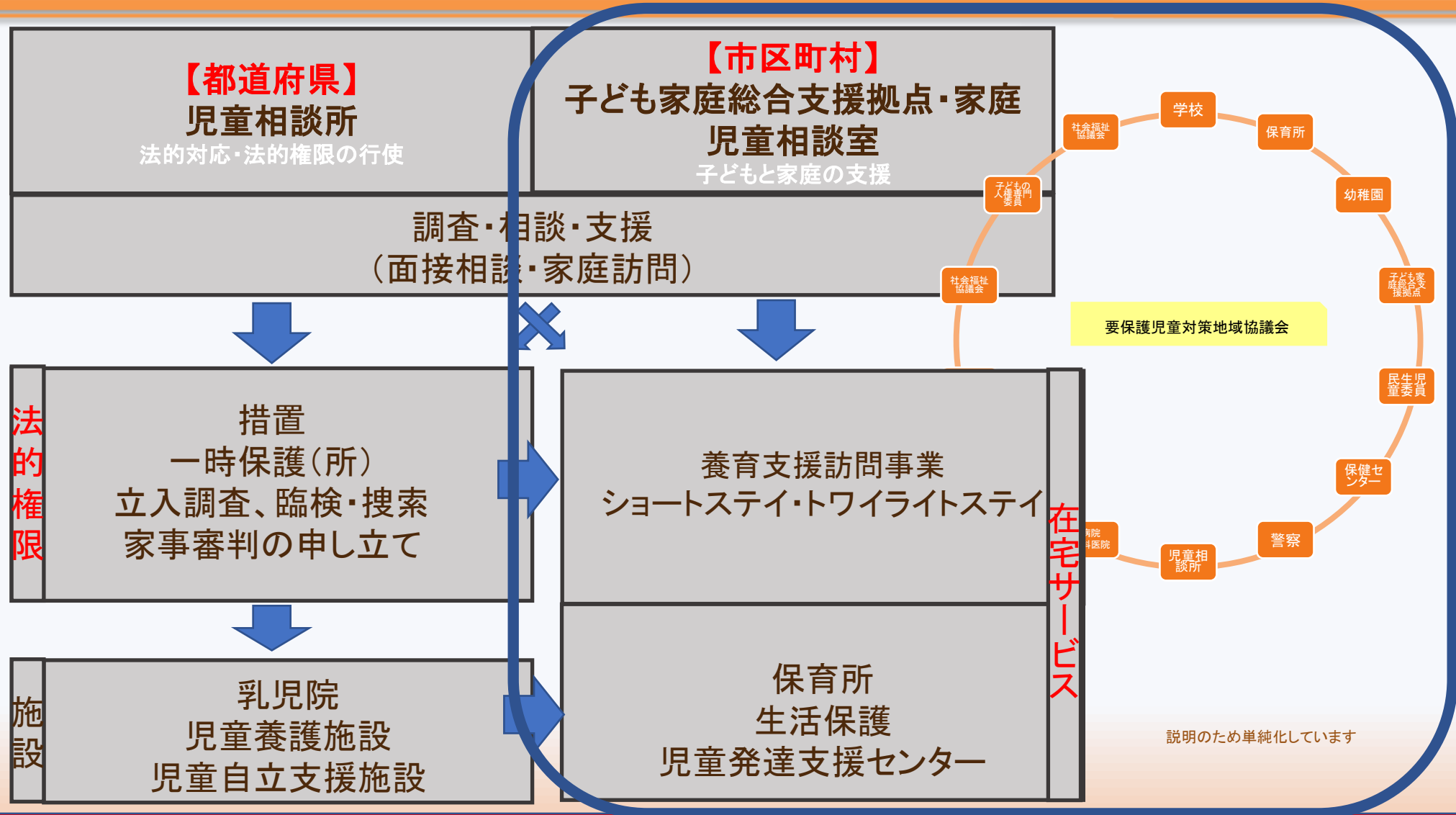
施設入所等
4,579件

施設等に措置される児童は1.9%～3.4%にすぎない

施設入所後も家庭に戻る

「虐待」があっても程度や頻度は本当にさまざまで、施設等に措置される児童はごくわずかです。

児童相談所と市区町村の役割



「虐待」対応には子どもと家庭を支える市区町村の役割が重要です。

市区町村体制・制度の進化（国施策）



昭和

平成

令和

市区町村子ども家庭相談

家庭児童相談室 (S39)

市区町村が児童虐待通告窓口
に (H17)

母子保健施策の実施
について (H8)

地域子ども家庭総合支援拠点
の整備 (H29)

地域関係機関
との連携

虐待防
止ネッ
トワー
ク会議

要保護児童対策地域協議会の
設置 (H17)

サービス

子育て短期支援事業 (H15)

養育支援訪問事業
(H21)

産後ケア事業
(R3)

全戸訪問事業
(H19)

乳児家庭全戸訪問事業
(H21)

子ども・子育て支援新制度 (H24)

特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所にお
ける取扱い等について (H16)

子育て世代包括支援セン
ター (H29)

未就学児等全戸訪問事業
(R3)

子どもの笑顔が増える地域（市区町村）を目指すためには3つの柱の充実が大切です。

市区町村子ども家庭相談



昭和

平成

令和

家庭児童相談室 (S39)

市区町村が児童虐待通告窓口
に(H17)

地域子ども家庭総合支援拠点
の整備(H29)

1964年 事務次官通達
福祉事務所の家庭児童
福祉に関する相談指導
業務を充実強化

(社会福祉主事+家庭相談員)

家庭児童相談室における相談種別 (H13全国)

- 1位 家族関係(虐待が半数)
- 2位 環境福祉(経済、養育欠如)
- 3位 知能・言語
- 4位 学校生活等

母子保健施策の実施
について (H8)

2004年 児童福祉法改正
区市町村が児童虐待を
はじめ子ども家庭相談
を担う (H17.4 施行)

(「軽微」なケースへの対応)

「189」
2015.7～

2016年 児童福祉法改正
子ども家庭総合支援拠点を2022年までに全市区町村に設置

(運営補助、人員、施設基準を示した)

特別区も児童相談所を設置可能

(R2 都内3区が児童相談所開設)

中核市の児童相談所設置
推進

各市区町村は各自治体の地域の実情に応じて必要十分な専門職の確保・育成、体制づくりを急ぐ必要があります。

市区町村子ども家庭相談



昭和

平成

令和

家庭児童相談室 (S39)

市区町村が児童虐待通告窓口
に(H17)

地域子ども家庭総合支援拠点
の整備(H29)

1964年 事務次官通達
福祉事務所の家庭児童
福祉に関する相談指導
業務を充実強化

母子保健施策の実施
について (H8)

2004年 児童福祉法改正
区市町村が児童虐待を
はじめ子ども家庭相談

2016年 児童福祉法改正
子ども家庭総合支援拠点
を2022年までに全市区町
村に設置

(運営補助 人員 施設基準を示した)

【課題】

- ・虐待対応、家庭支援に必要な専門的知識技術を持った職員を採用していない。人事異動サイクルで部署が変わってしまいベテランが育たない。
- ・虐待通告の増加、調査の負担（居所不明、コロナ）、児童相談所からの送致、要対協ケースの増加に対して必要な職員数が確保できていない。
- ・大都市圏の課題と地方の課題は異なるが、地域の虐待、家族の実情に合わせた児童相談所との関係、相談、支援のあり方が確立できていない。
- ・虐待通告件数が少ない地域では、アセスメント力、対応力等職員のスキルがいつまでも育たない。
- ・市区町村は「強制介入」ができないため、児童相談所とは異なる家族との関係作りのスキルが必要ですが、研修やトレーニング体制ができていない。
- ・「行政の無謬性」の追及と「子どもと家族の支援」の相克

各市区町村は各自治体の地域の実情に応じて必要十分な専門職の確保・育成、体制づくりを急ぐ必要があります。

令和

要保護児童対策地域協議会の
設置(H17)

2019年「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」



社会が人間の多様性を前提として皆で子どもと家族を支えようとする意識の再確認が必要

地域関係機関との連携



昭和

平成

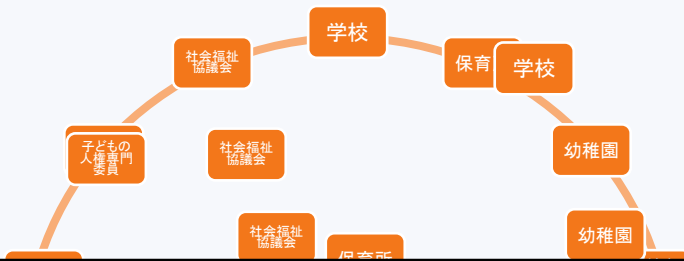
令和

虐待防
止ネッ
トワー
ク会議

要保護児童対策地域協議会の
設置(H17)

2016年 母子保健法改正
「母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意する」

2018年「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」



【課題】

- ・ 関係機関（学校、保育所、保健センター、病院等）の「要保護児童対策地域協議会」（＝要対協）への理解が不十分。
- ・ 虐待対応、子ども家庭支援は「担当部署だけが行う」という縦割りの考え方が根強く残っている。
- ・ 都市部では要対協ケースが数百件にもなっており「地域での継続的な支援」やフォローも困難になっている。

社会が人間の多様性を前提として皆で子どもと家族を支えようとする意識の再確認が必要

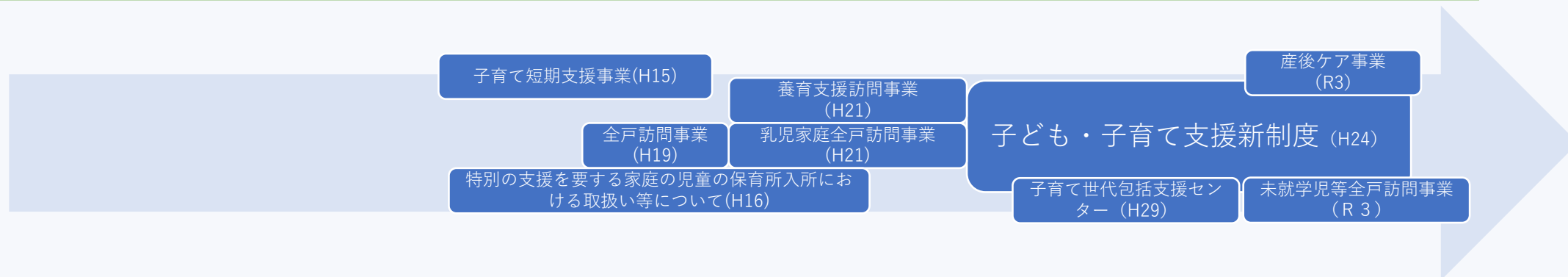
サービス



昭和

平成

令和



【課題】

- ・人間の多様性を前提としたサービスの充実が必要。サービスがあれば虐待に陥らないとしたら社会が引き起こした虐待。サービスを提供できない相談、支援ではソーシャルワークができることは限定的。
- ・制度はあっても家庭が使えるサービスになっているのか点検が必要。ハードルを高くして使わせないように、使いにくいようにしていないか？
- ・大都市ではサービスを届けるための専任の職員が必要。
- ・市区町村職員は他の自治体がどのようにサービスを組み立てたり支援を行っているのか知る機会が少ない。広い視野を持てていない。自分の働くまちに住む子どもと家族は自分たちが守る意識を！

国が作った制度を各市区町村が血の通った利用しやすいものに育てていくことが必要です。

市区町村のこれから



- これまでの施策はNPOや先駆的な自治体の取り組みがあったからこそ。子どもと家族のためのサービスはまだまだ不十分。これからも国制度を待たずさまざまな取り組みが必要。
- 国の示す施策を子どもや家族に届けられるように市区町村はそれぞれの自治体の実態に応じたサービス提供体制を作る（現場発信）。
- 市区町村の虐待対応は行政的側面（社会正義）とソーシャルワーク（ヒューマニズム等）の側面がある。国通知を厳密に実施することのみが目的になってはいけない。子どもを守る強い決意とともに、人間の多様性を当たり前のこととして、子どもも家族も支え守る気持ちを大切にしていきたい。
- 親と言う役割ではなく、ひとりの人としての相談に応じ、支援を行い、共に考え歩んでいきたい。



大切なのは

理解

受容

共感

肯定的
関心

尊重

非審判
的態度

支援を求めない人とも支援関係を結べる力
「役所の人」ではなく「あなた」との関係から



一時保護された子どもの多くは在宅に

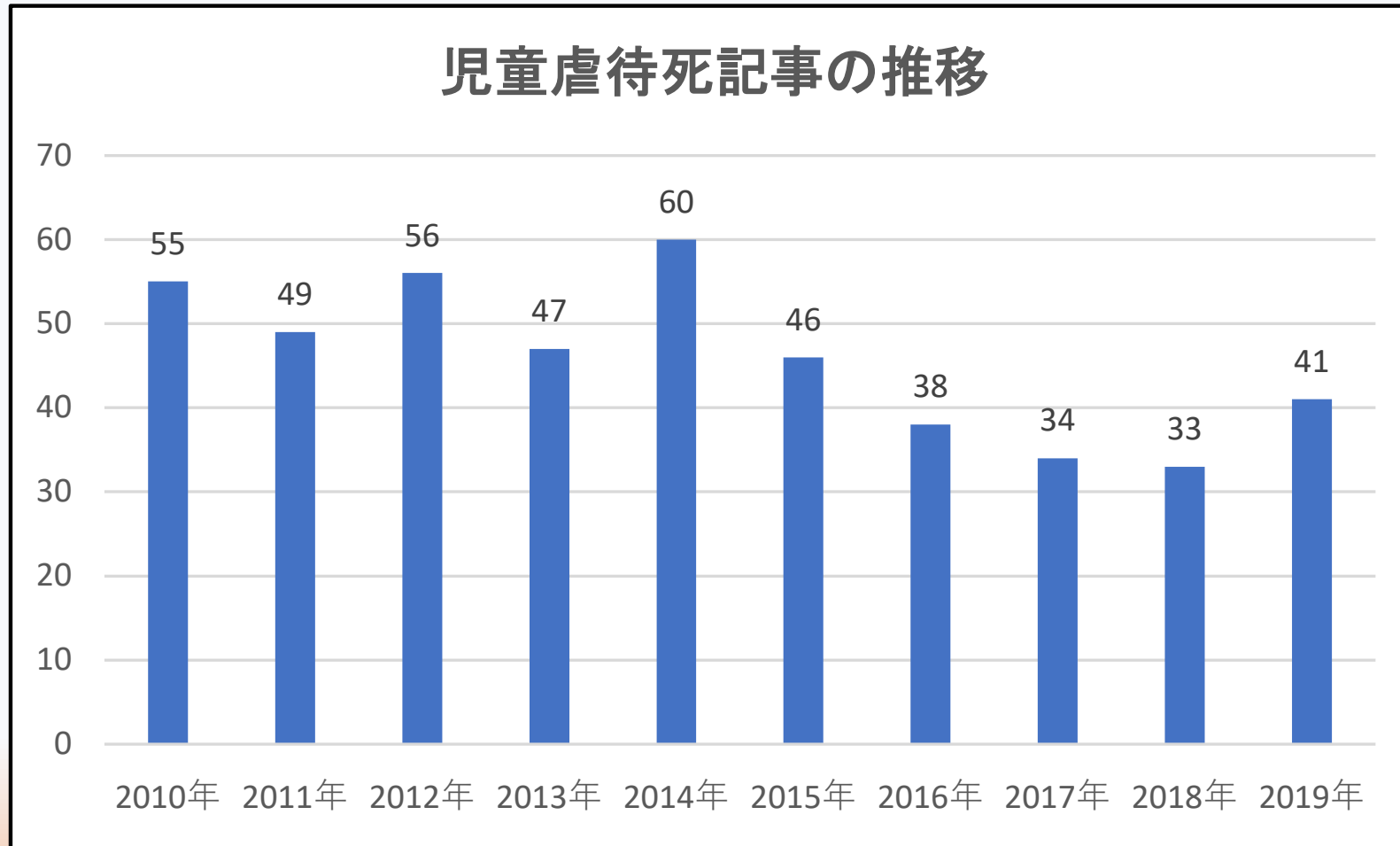
—乳児院・児童養護施設の新たな展開—

黒田邦夫（愛恵会乳児院）



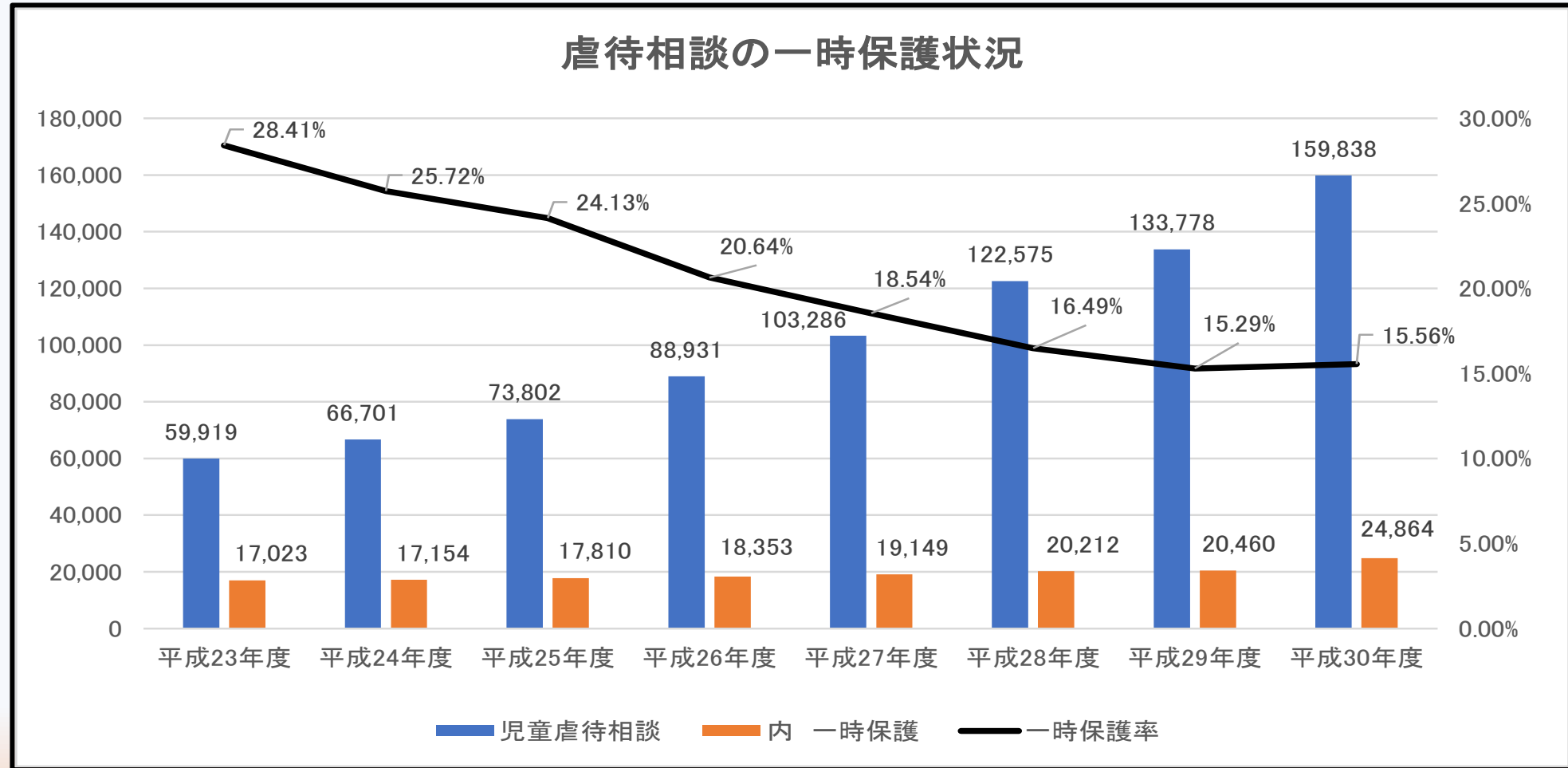
1. 児童虐待死記事の10年の推移

ー 「虐待死した子どもの死を悼む市民集会」に向け集約した記事の数ー



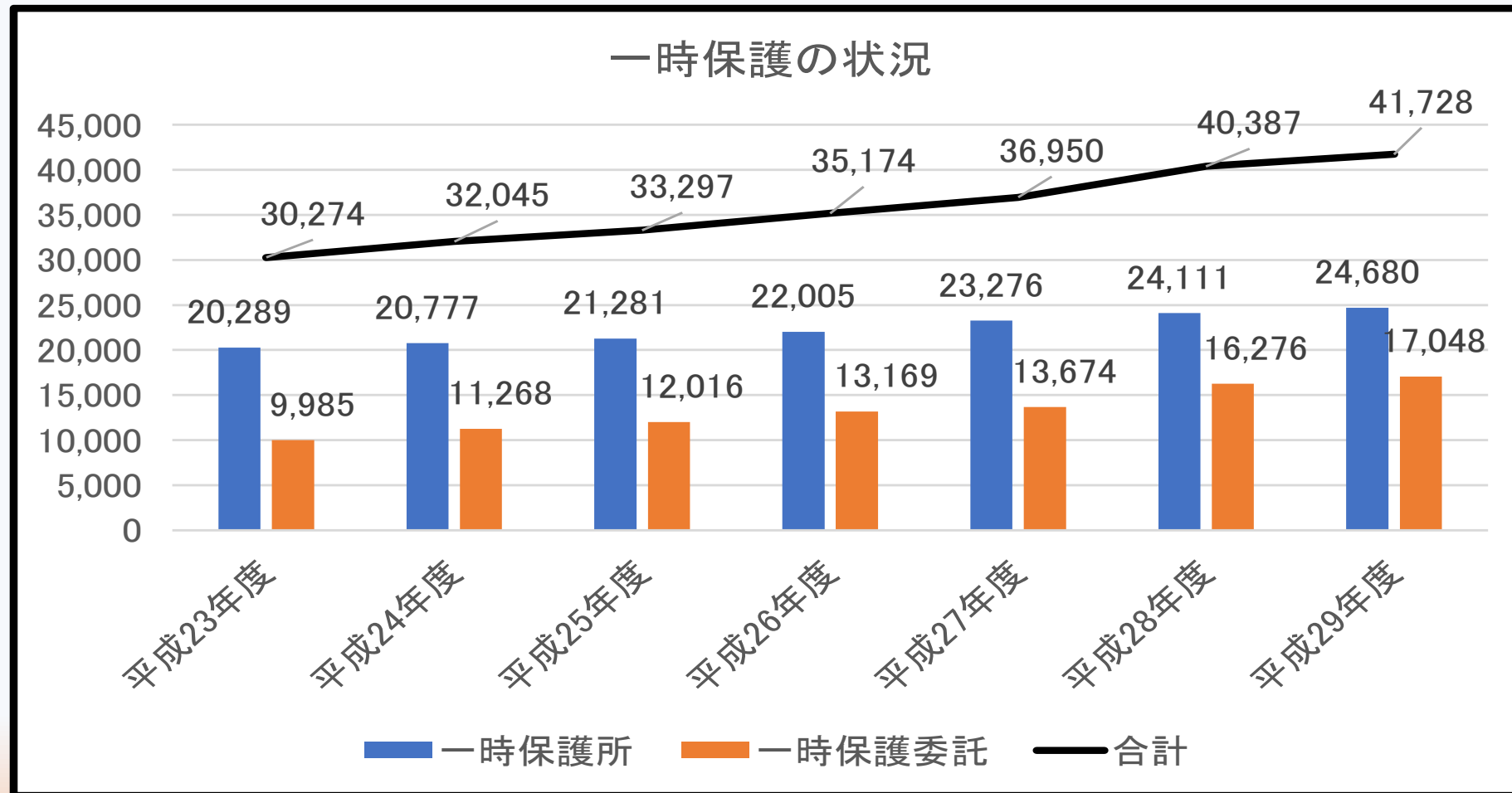


2. 虐待相談の一時保護について





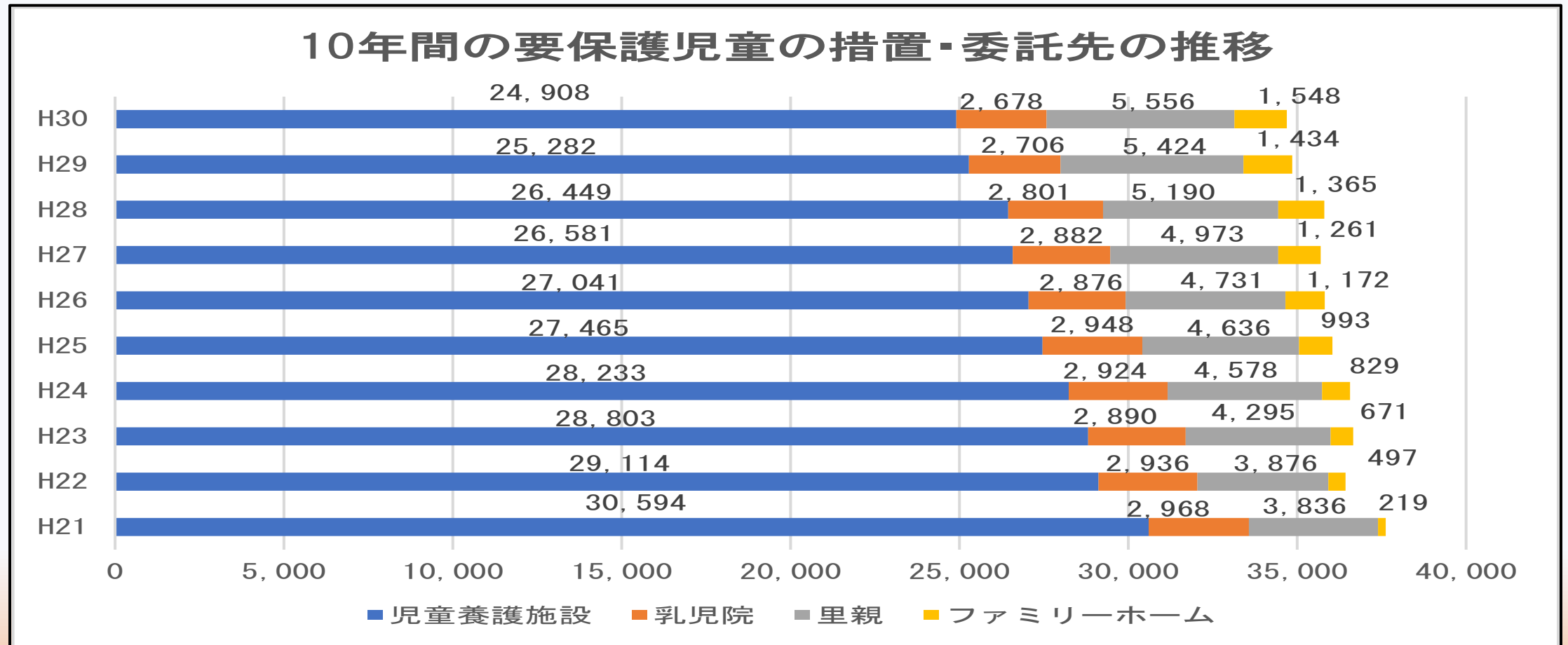
3. 一時保護の推移について



4. 社会的養護の児童数の推移



(参考:福祉行政報告例等)





措置・委託先の推移

	H21(2009)	H30 (2018)	H30/H21
全体	46,673	44,258	94.8%
児童養護施設	30,594	24,908	81.4%
乳児院	2,968	2,678	90.2%
里親	3,836	5,556	144.8%
ファミリーホーム	219	1,548	706.8%
※（里親＋FH）	4,055	7,104	175.2%

○全体：社会的養護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計



虐待相談の一時保護等について 2

- 虐待相談は2.8倍増、一時保護は1.5倍
- 一時保護率は半分近くに減少(85%は一時保護されない)
- 施設入所等 4499(7.4%) ⇒ 4641(2.9%)

虐待相談の子ども97.1%は在宅支援に

虐待相談が10万件も増えて、一時保護が7800人増加にもかかわらず、社会的養護に措置される子どもは横ばい。大都市を除けば、施設は入所数が減少して空きがある。



データで見る限り、「虐待相談が増えているから社会的養護への措置は減らない」という需要予測や考え方は幻想ではないか

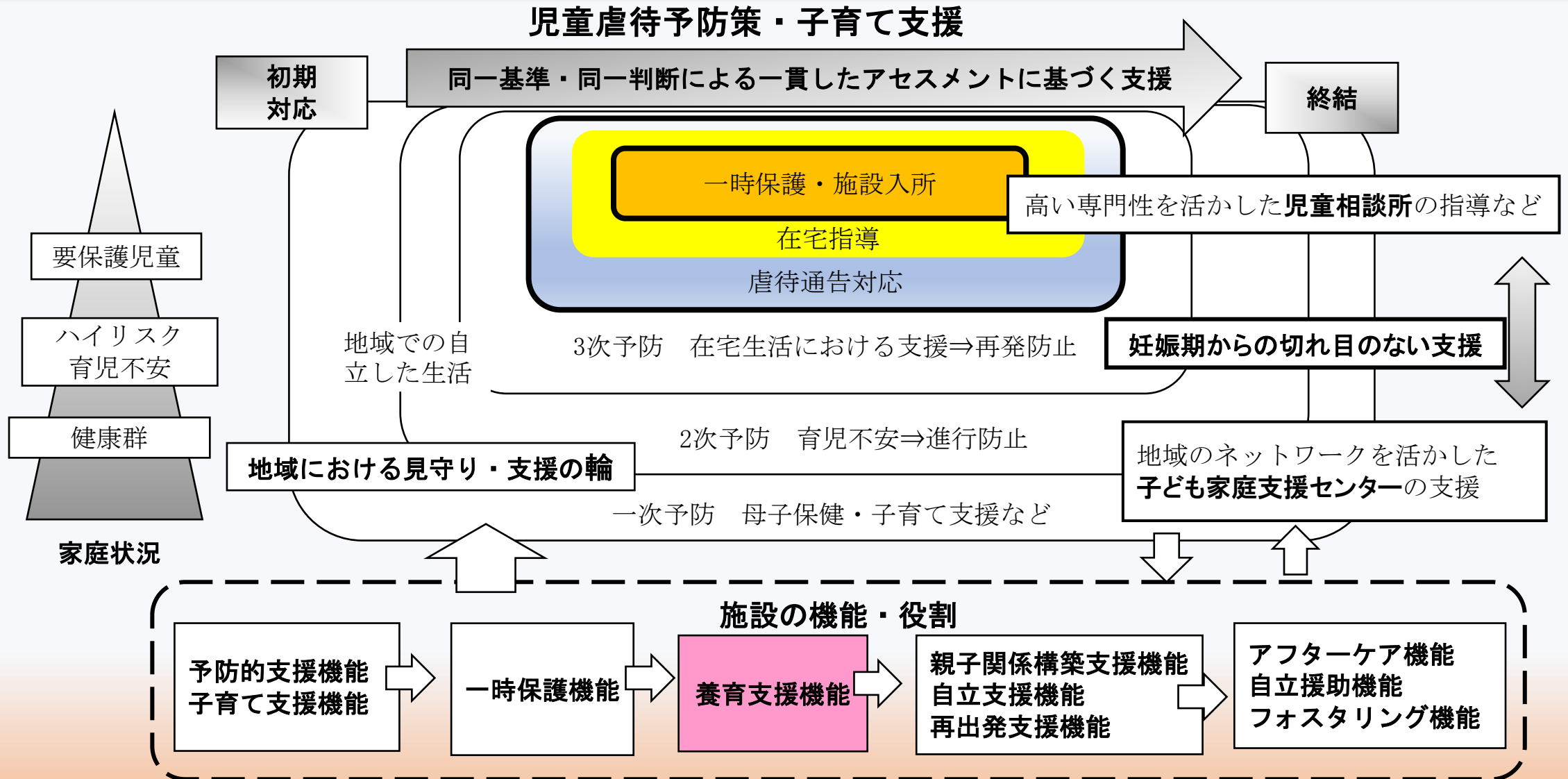
何故、一時保護が増えても社会的養護が減るのか

仮説1：軽度の虐待の通告による一時保護が増えた

仮説2：子育て支援が充実して在宅に戻せるケースが増えた

皆さんは、どう思われますか？

5. 施設（児童養護施設・乳児院）と 子ども家庭支援センター（区市町村）・児童相談所



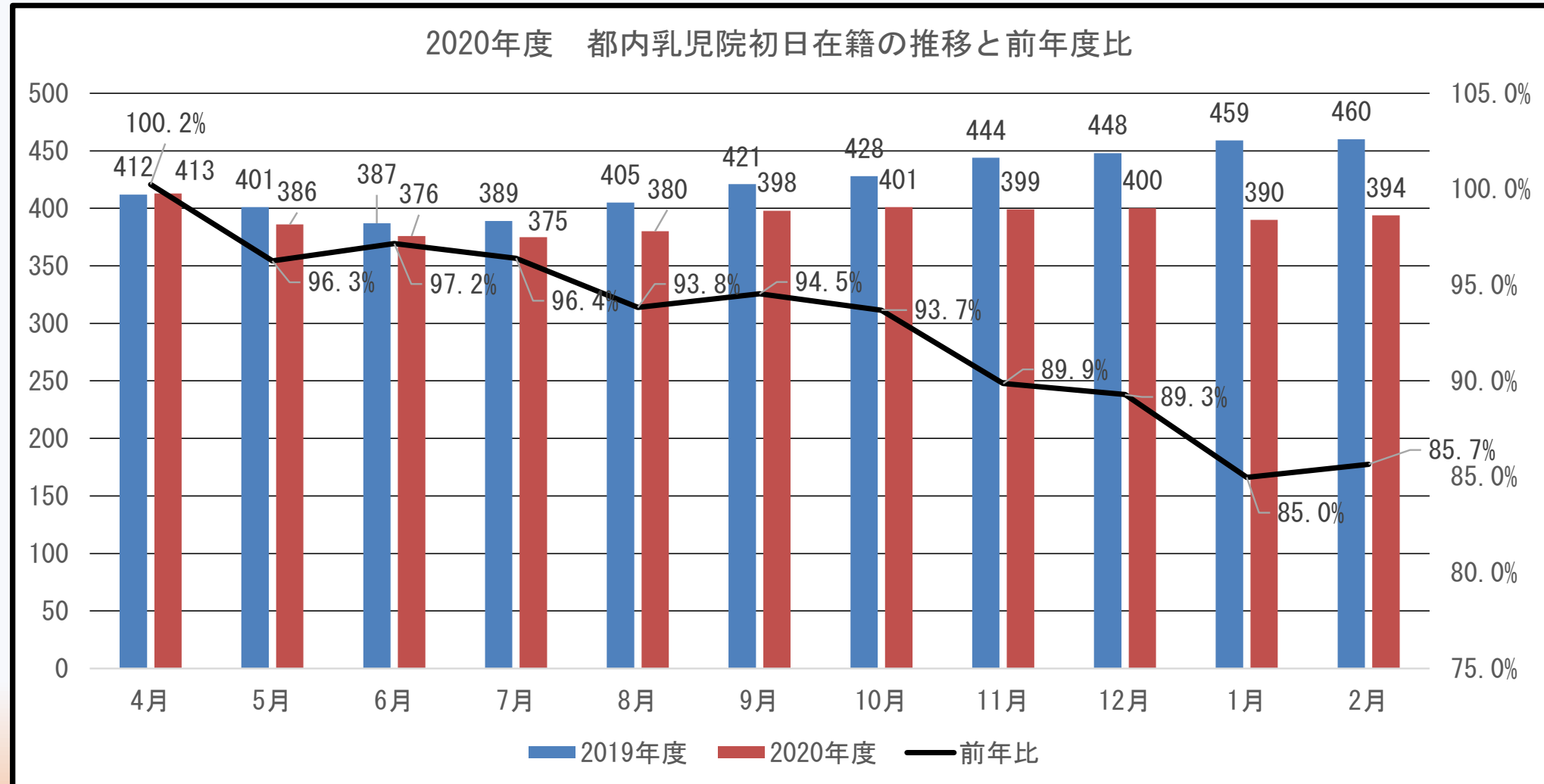


施設は多機能化・機能の高度化の方向

- 時代のニーズに応える施設に展開
- 虐待予防・子育て支援が重要課題に
- 訪問支援も含めた親子一体型の支援体系の整備



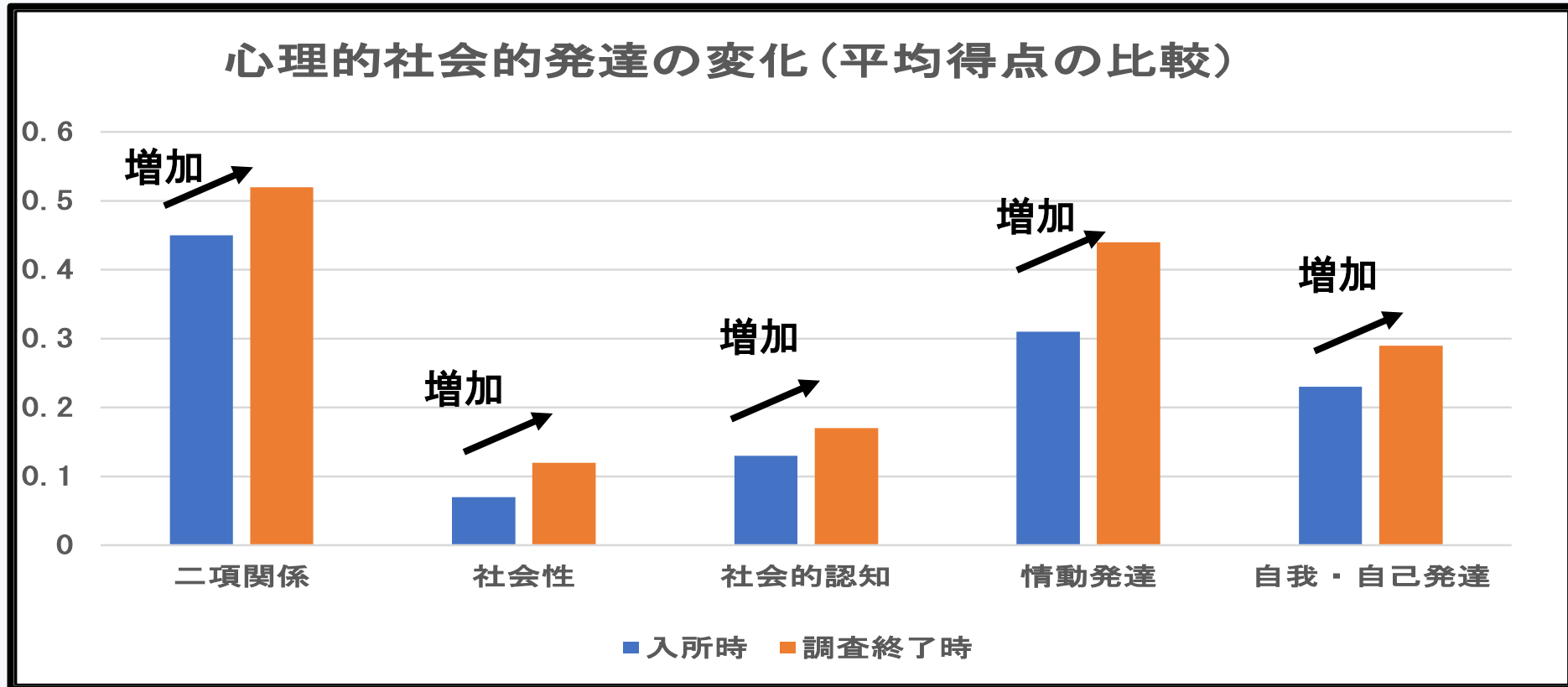
6. 2020年度 都内乳児院 初日在籍の推移と前年度比



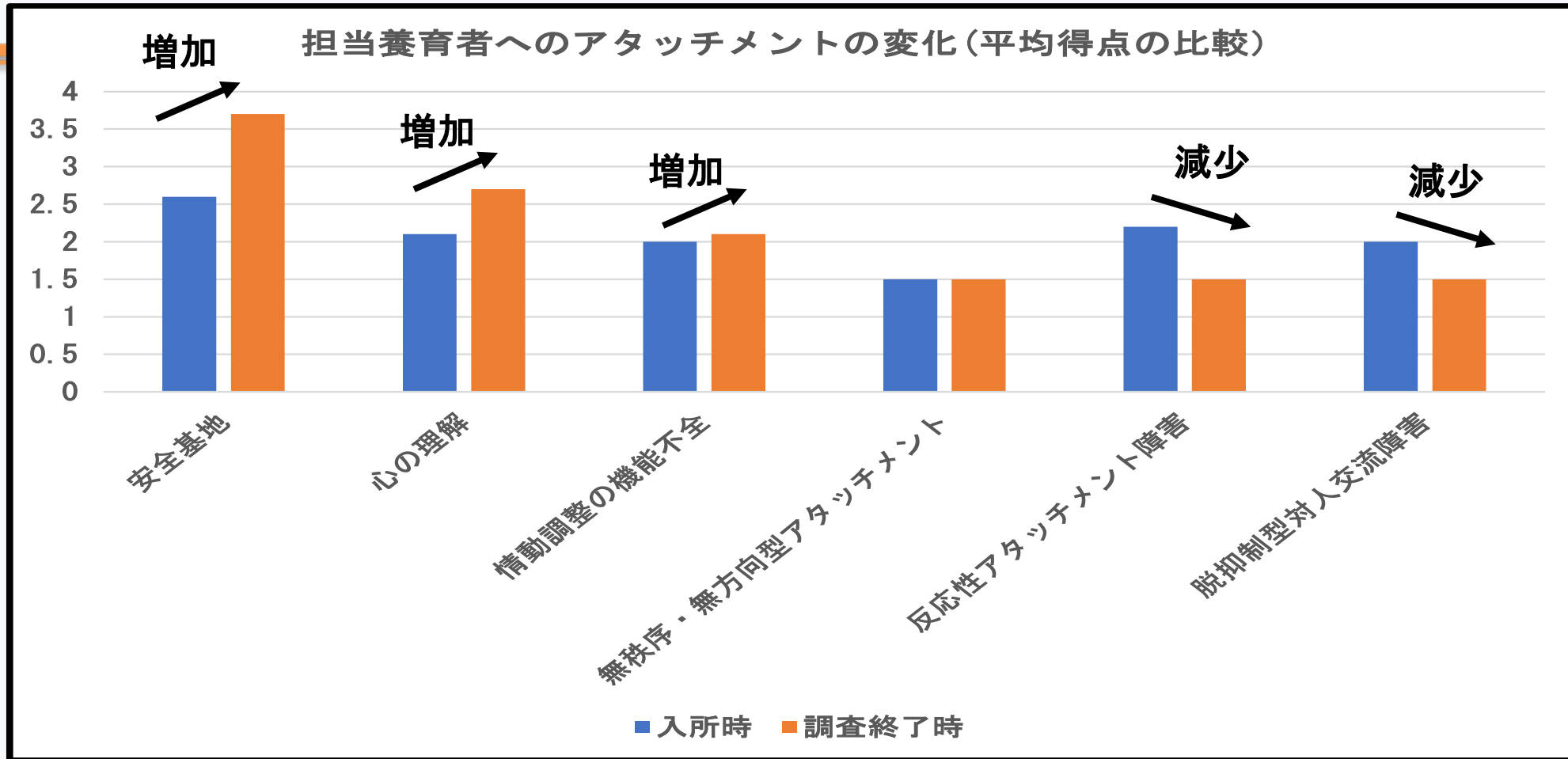


7. 乳児院へ入所中の子どもの変化

参考文献：『乳児院養育の可能性の課題を探る－現代発達科学的視座からの検証－』研究報告（乳児保育192号）



※すべての領域で入所から調査終了時にかけて得点の増加がみられる。



※養育担当者への安全基地の得点が増加し、
反応性アタッチメント障害傾向と脱抑制型対人交流障害傾向は減少傾向



今日の乳児院入所児の実際は、約60%に心身のリスク、約35%に被虐待歴があり、入所時点から既に、標準的な環境で成育する子どもと大きな発達上の差異がある。

⇒ 大半の乳児院が、専門的ケアを通して入所児の心身発達の支援・改善に努めている。

調査結果をみると、子どもの心理社会的な発達が阻害されることなく、子どもは担当養育者との間にアタッチメントを形成していたと考えられる。

⇒ 様々な発達上のハンディがあった子どもたちだが、その多くは回復し成長している。



保護者からの長い手紙の一部

お世話になる前までは、乳児院という存在をほとんど知りませんでした。でも、施設という場所はかわいそうな所だと思っていました。だから、あずけらとなった時は、罪悪感でいっぱいでした。自分を責めました。担当の〇〇さん、〇さん、職員の方々にやさしく見守ってもらい、乳児院にいる息子や子どもたちを見て、なんて愛にあふれたやさしい場所なのだろうと思いました。全くかわいそうなんかじゃなかった。

中 略

助けてと言えてよかったです。たくさんの方に愛され見守られ、息子は幸せ者ですね。素晴らしい時間をありがとうございました。



8. 児童養護施設のグループホーム制度の拡充

- 2020年度 児童養護施設等体制強化事業の補助職員をホームごとに加算
地域分散化加算を最大3人加算
- 2021年度 定員(6人)を緩和 4人~6人
地域分散化加算 定員4人は1人、定員5人は2人



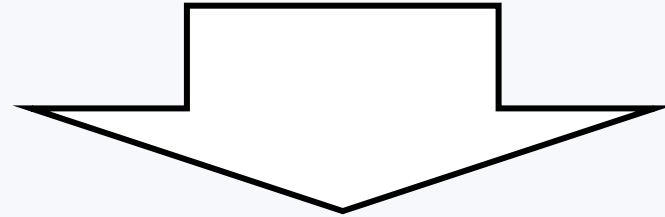
小規模化かつ地域分散化の促進

すでに、都内児童養護施設の定員の1/3はグループホーム



児童養護施設のグループホームの職員配置

従来（定員6人）
基本配置（概ね3人）



2020年度制度拡充（定員6人）

最大6人＋補助職員1人

基本配置（概ね3人）＋地域分散化加算（最大3人）＋補助職員（1人）



親族里親について

社会的養護の対象児童数（2019年3月末）

34,690人 内親族里親委託児童数 777人(2.24%)

(児童養護施設+乳児院+里親+ファミリーホーム)

平成27年国勢調査世帯構造等基本集計(総務省統計局)

第9表 親との同居・非同居

「親と同居していない」0歳～17歳 67,640人

諸国の社会的養護に占める親族里親の割合

イギリス…約17%

アメリカ…約25%

アイルランド…約33%

オーストラリア…約48%

韓国…約52%

ニュージーランド…約75%

東京都の親族里親



社会的養護の対象児童数（2019年3月末）

3,965人 内親族里親委託児童数 9人(0.23%)

（児童養護施設・乳児院・里親・ファミリーホーム）

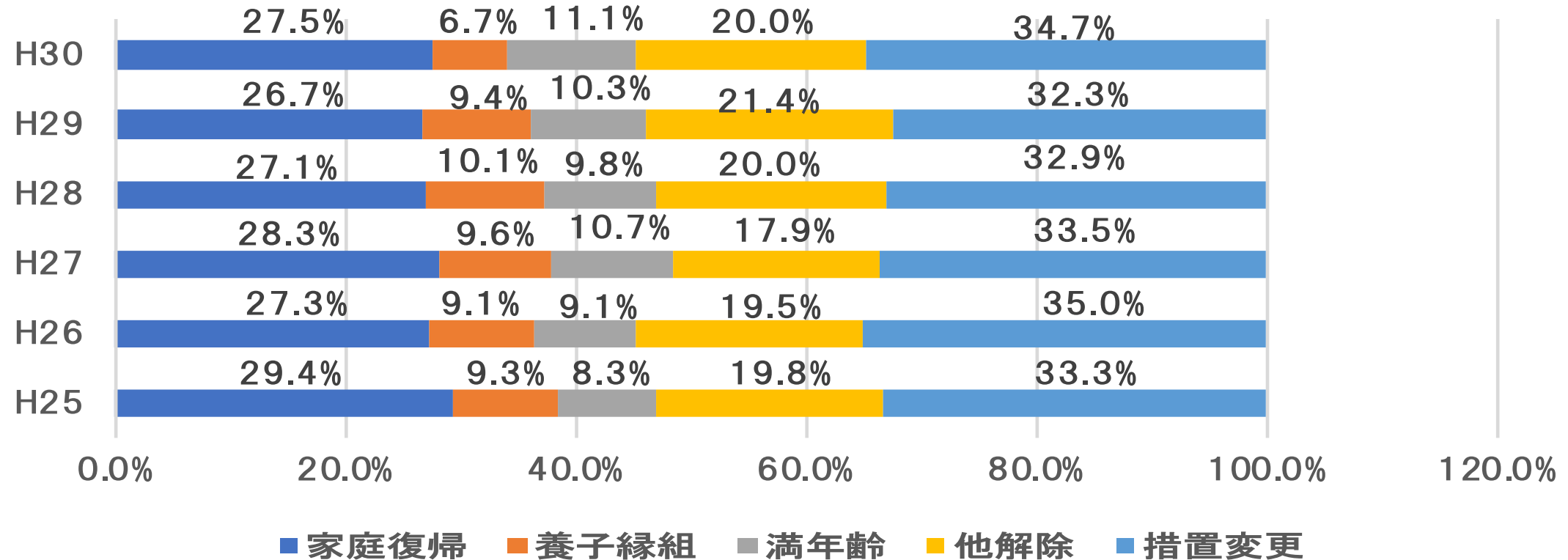
平成27年国勢調査世帯構造等基本集計（総務省統計局）

第9表 親との同居・非同居

「親と同居していない」0歳～17歳 4,220人



養育里親からの委託解除と措置変更



データは国の福祉行政報告例から
養育里親の「満年齢＋養子縁組」による委託解除は2割弱
途中(17歳以下)での委託解除＋措置変更は5割強



～子どもの権利を守る虐待防止施策を考える～
「虐待予防としての
子育て支援の場とこれから」

育児情報誌「miku」元編集長
認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事
子育てアドバイザー/キャリアコンサルタント

高祖常子

特別なサポートが必要な家族



- 子ども虐待／D V
- 子どもが障がい児（発達障がい、身体障がい……）
- きょうだいに障がい児がいる
- 医療ケア児（未就学児2万5000人/平成25年文科省）
- アトピー、アレルギーなど重症疾患
- ダブルケア（子育てと介護の同時進行）
- 貧困 ・ 親がうつなどの精神疾患を抱えている
- 一人親 ・ 多胎児
- 外国籍（親の一方または両方）
- ステップファミリー（子連れ再婚など血縁のない親子・きょうだい）
- 里親（親族里親…）
- 親との確執（サポートが受けられない、受けたくない） など

**養育者がストレスを抱えると、子どもがストレスのはけ口に
→まず親を支えることが大事**



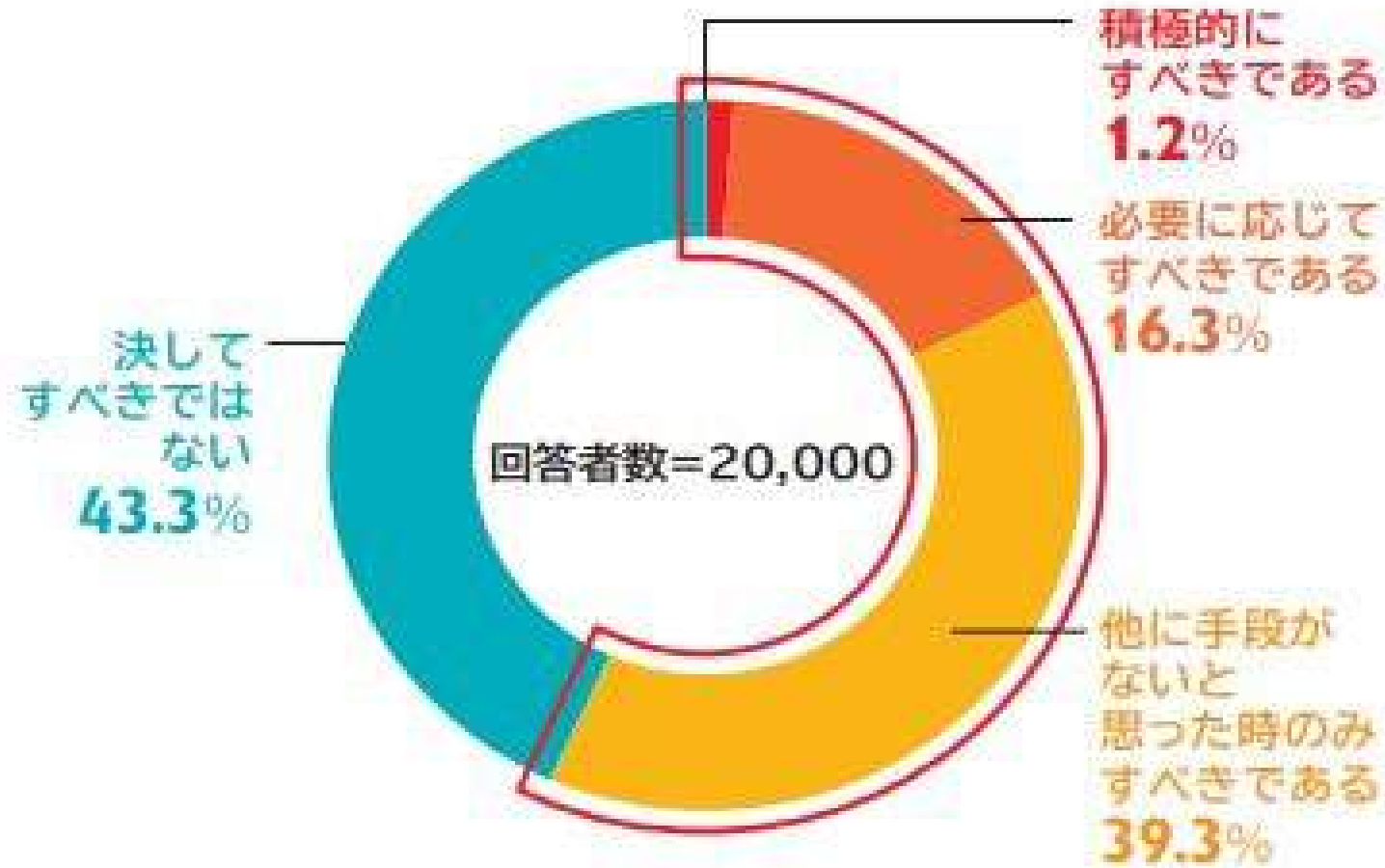
産後1年までに自殺した妊産婦は
全国で少なくとも102人（2年
間）

2015-2016年の2年間（厚生労働省研究班が発表）

■産後1年までに死亡した妊産婦の主な死因と人数	自殺	102
	がん	75
	心疾患	28
	脳神経疾患	24
	出血	23
	羊水塞栓（そくせん）	13
	妊娠高血圧症候群	11
[厚生労働省研究班の資料をもとに作製]		



しつけのために、子どもに体罰をすることに
対してどのように考えますか。 (単一回答)

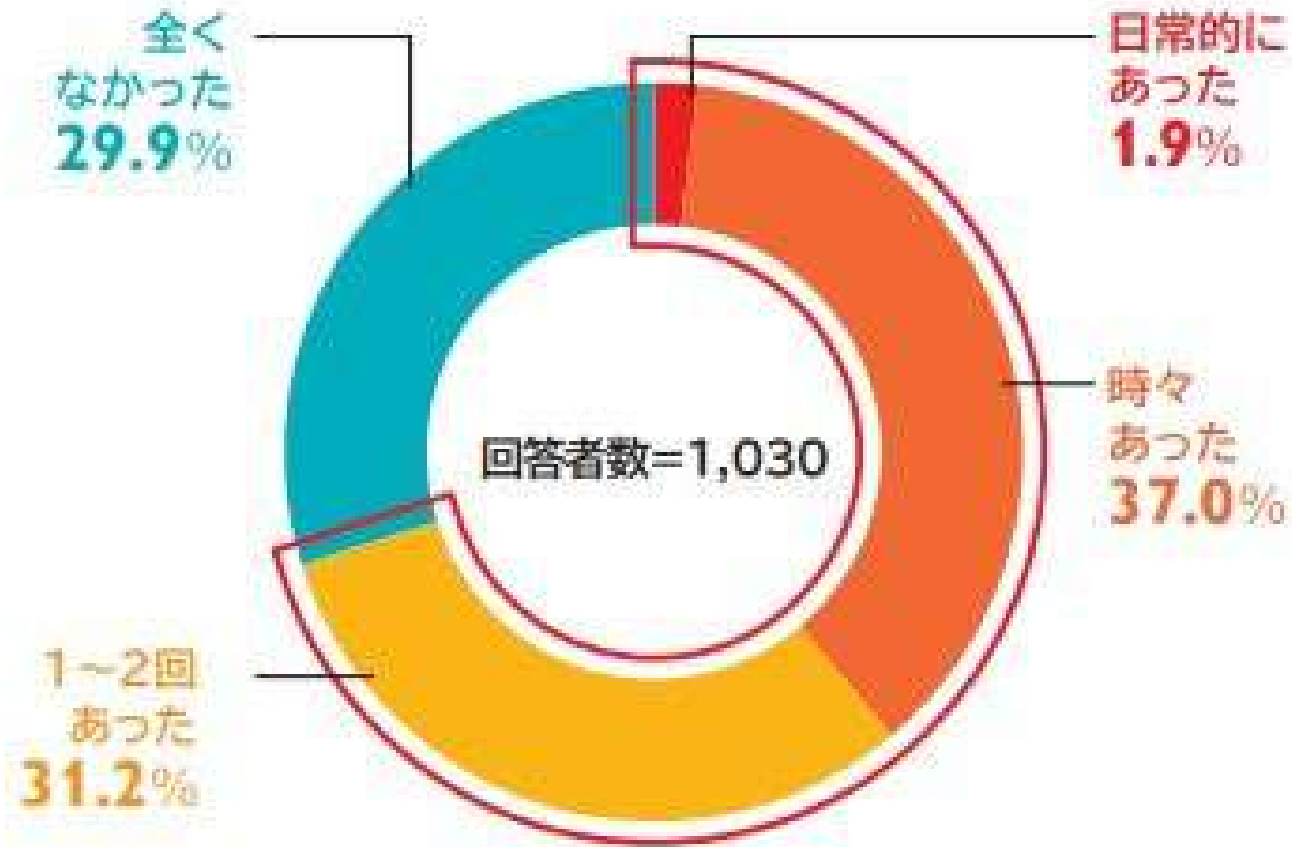


セーブ・ザ・チルドレン2018年報告書より



あなたは過去に、しつけの一環として子どもをたたいたことがありますか。

(単一回答)



セーブ・ザ・チルドレン2018年報告書より

2018年3月



目黒区で虐待によって命を落とした 5歳の結愛ちゃんのメッセージ

ママとパパにいわれなくっても しっかりとじぶんから
もっともっときょうよりか あしたはできるようにするから
もうおねがい ゆるして ゆるしてください
おねがいします

ほんとうにおなじことはしません ゆるして
きのうぜんぜんできてなかったこと
これまでまいにち やってきたことをなおす

これまでどんだけあほみたいにあそんだか
あそぶってあほみたいだから やめるから
もうぜったいぜったいやらないからね
ぜったいやくそくします



2019年1月

千葉県野田市で虐待によって命を落とした10歳の心愛ちゃんのアンケート

6 そのほかの なやみや そうだんしたいことが あったら、なんでも かいて
ください。

お父さんにほう力を受けています。
夜中に走こされたり、走こしているときにけられたり
たたかれたりしています。
先生、どうにかできませんか。

お母さんが、いた...の
せいで、とける

お父さんが、つみか...の
10月(こいし)

親のコメントはいつも「しつけ」



 みあ 栗原心愛さん	千葉・野田市 小4女兒死亡	 ゆあ 船戸結愛ちゃん	去年 目黒区 5歳女兒死亡
 栗原勇一郎容疑者	 船戸雄大被告		
朝10時から しつけとして 休まず立たせていた		しつけと称して 平手で殴った こともある	

「しつけ」のための暴力が子どもの命を奪っている



虐待死をなくしたい! 子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます!

2万人の賛同者

キャンペーンページ v

虐待死をなくしたい! 子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます!



画像プログラム

あなたのキャンペーンをより多くの人々に届けるために複数の画像をテストしています。 [テストの状況を確認する](#)

🚩 キャンペーン成功!

23,388人の賛同者により、成功へ導かれました!



虐待死をなくしたい! 子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます...

[Facebookでシェア](#)[Facebookメッセージを送る](#)[友達にEメールを送信](#)[Twitterでシェア](#)[リンクをコピー](#)

超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」に署名を手交（2019年2月12日）



内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省、自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」、公明党などに2万人以上の署名手交



“親の体罰禁止”明記へ



2019年6月19日可決成立！
2020年4月1日施行



「体罰等の禁止」ガイドライン

- 「すべての人」「体罰等」「暴言も含む」
- 「どんなに軽いものでも」と明記
- 親を追い詰めるのではなく、社会全体で子育てしていこうという意思表示

法律の施行を踏まえ、**子どもの権利が守られる**体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

「体罰等によらない子育てのために～ みんなで育児を支える社会に

～」より



日本も世界で59カ国目の「体罰全面 禁止国」承認！（2020年2月20日）

※体罰禁止の法制化および、ガイドライン策定により





家庭の様々な問題

日本の殺人事件は
半数以上が親族間
(法務省発表資料より)

- 子ども虐待
- 家庭内暴力
- 若年自殺
- 夫婦間のDV
- 介護殺人…

学校・職場では

- いじめ・デート
DV・ハラスメント
ト…





時期に合わせた「体罰等によらない子育て」の学びの場 & 相談の場

< 親向け >

- 妊娠期
両親学級（夫婦で学ぶ）
- 乳児期
新生児訪問、定期健診時、ベビマクラスなど
- 幼児期
自治体や園などで講座
- 学齢期/若年期
学校や自治体で講座
- ★再婚時(ステップファミリー)



子どもの気持ちを
キャッチし、子ども
の権利を守る、オン
ブズマンの存在が
必要

< 子ども向け >

- 園で学ぶ
- 学校で学ぶ
- 地域で学ぶ



掛け算で伝える

0歳ママ向け「感情的にならない子育て講座」 ＜助産院開催＞



2012年12月より埼玉県八潮市のさら助産院が開催の
ベビーマッサージ教室(12人程度参加)の中。
約30分のミニ講座として実施



2人目3人目ママも多数参加



【パパに伝える】
ファザーリング全国フォーラムinみやざき
「パパとして。
体罰によらない子育てをするために」

後援 宮崎県子育て支援センター 未来みやざき子育て環境活動10周年事業

**ファザーリング
全国フォーラム**

宮崎から発信！子どもは地域の宝。未来への力
素早い子育てが実現できる社会へ

参加・
聴講無料
要申込
（申し込みは要）

みやざき

分科会② 時間 / 13:30~14:30 場所 / 2F 中研修室

**パパとして。
体罰等によらない子育てをするために**

ファザーリング・ジャパン、NPO 法人タイガーマスク基金

令和2年
8月28日 金

イベントは終了です

8/28(金)分科会②「パパとして。体罰等によらない子育てをするために」
(ファザーリング全国フォーラムinみやざき)

20200828オンライン開催



【企業で社員に伝える】

積水ハウス様で、男性社員向け、女性社員向け、管理職向けの動画講座を実施！

2020年9月23日 / パパの子育て・ママの仕事復帰・働き方・男性育休・講座・講演



あって講師を務めさせていただきました。



たくさんいただきました。一部を共有させていただきます。

積水ハウスグループは「男性社員の育児休業1か月以上の完全取得」を目指し、2018年9月より「イクメン休業」制度の運用を開始されており、働き方改革なども積極的に取り入れていらっしゃる企業です。

「仕事と育児の両立」をテーマに毎年社内研修を行っていらっしゃいますが、コロナ禍ということで、今回は動画配信の研修となり、ご縁が

積水ハウス様が掲げているのは、【「わが家」を世界一 幸せな場所にする】というグローバルビジョン。私も企業向けや働き方の講座の中で、「家族のサイクルをGOODサイクルに」とお伝えしており、勝手に親近感を持たせていただきながら、画面越しにお伝えさせていただきました。

社員のみなさまに動画視聴いただき、感想をた



【管理人さんに伝える】

民間企業初「オレンジリボン運動」の講習を全社員に展開！

2019年12月26日 / パパの子育て・ママの仕事復帰・子どもを守る・子どもの権利・子育て・感情的にならない子育て・講座・講演・赤ちゃん・子ども

News Release

DAIKYO 大京グループ

2019年11月18日

※ 記

大京アスター・穴吹コミュニティ
民間企業初「オレンジリボン運動」の講習を全社員（9,453名）に展開
～子ども虐待のない社会の実現に向けた社員講習を開始～

株式会社大京アスター（本社：東京都港区、代表：高祖 隆雄、以下「大京アスター」）は、虐待防止や子ども虐待の予防を目的とする「オレンジリボン運動」の一環として、全社員（社員2,072名、管理員7,379名（2019年3月31日現在））を対象に「子ども虐待防止オレンジリボン講習」を受講いただくことになりました。

なお、「オレンジリボン運動」が児童を虐待しない社会の実現を目指すこととされています。

※ オレンジリボンの意義

児童虐待防止

虐待、子ども虐待防止を目的とした社会運動として、大京アスターは、全社員を対象に「オレンジリボン講習」を実施し、子ども虐待防止の意識を高めることとされています。また、児童虐待防止の意識を高めることとされています。



※ 「オレンジリボン運動」とは

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止の意識を高めることを目的として、全社員を対象に「オレンジリボン講習」を実施し、子ども虐待防止の意識を高めることとされています。

※ 実施の経緯

大京アスターは、全社員を対象に「オレンジリボン講習」を実施し、子ども虐待防止の意識を高めることとされています。また、児童虐待防止の意識を高めることとされています。



なお、児童虐待防止の意識を高めることとされています。

※ お問い合わせ先

株式会社大京アスター（本社：東京都港区、代表：高祖 隆雄、以下「大京アスター」）は、虐待防止や子ども虐待の予防を目的とする「オレンジリボン運動」の一環として、全社員（社員2,072名、管理員7,379名（2019年3月31日現在））を対象に「子ども虐待防止オレンジリボン講習」を受講いただくことになりました。

株式会社大京アスター様と株式会社穴吹コミュニティ様は、子ども虐待のない社会の実現を目指す市民運動である「オレンジリボン運動」に共感し、全社員（社員2,072名、管理員7,379名（2019年3月31日現在））を対象に「子ども虐待防止オレンジリボン講習」を受講いただくことになりました。

「オレンジリボン運動」の講習を全社員が受講するのは、民間企業で初めてです（オレンジリボン事務局調べ）。

11月18日（月）に第1回目の講習会を実施し、高祖が講師として虐待防止や不動産管理会社としてできることなどをお伝えしました。

受講者の中で全国の管理員を統括する管理職がいらしたそうですが、「素晴らしい講習会でした」とのコメントをいただき、「管理員への共有・浸透に積極的に協力が得られそう

だ」とご担当者からメッセージをいただいています。



プレパパママ向け 「感情的にならない 子育て講座」 ＜自治体開催＞

2016年より浦安市で実施
ほぼ全員がパートナーと参加

平成29年度 1回完結型の子育て準備講座です **参加費 無料**

これからお母さん、お父さんになるご夫婦を対象に二人で協力して子育てをする意義や産後の役割について、ワークショップを通じて考えていく講座です。
ほかにも同じドキドキを抱える参加者とのコミュニケーションを通じて、親になる喜びやパートナーとの関わり方を見つけていくプログラムに参加してみませんか？

日程

1回目	2回目	3回目	4回目
6/16 受付終了	9/16 受付終了	12/16 申込満員	3/24 申込満員

対象 市内在住のこれからお母さん・お父さんになる夫婦等 (各回16組)

時間 9:30～11:30

場所 浦安市健康センター1F 第1会議室
浦安市鶴実1-2-5 ※駐車場あり

講師



高根 愛子 氏
NPO法人「アザーエンブレム」代表



林田 香織 氏
NPO法人「アザーエンブレム」代表

中込方法

お電話(047-350-7867) または
①ご夫婦のお名前 ②ご住所 ③電話番号
④希望日 ⑤ご出産予定日を明記の上メール
(kateishien@city.urayasu.lg.jp)にて
※応募者多数の場合は抽選
※ご参加決定後に詳しい案内を郵送いたします

お問い合わせ 浦安市こども家庭支援センター (047-350-7867) まで

浦安市 プレパパママ講座





優しいママのはずなのに？

どうして？ どうして？

恵愛の“子育て学級”

—感情的にならない子育て—

保母に任せた赤ちゃんを育てては楽しいはずだった…。ところが育児は大変なことの連続。ぐずったり泣いたりするばかり。自分から泣くお母さんや赤ちゃんの姿を見れば…。赤ちゃんは泣くことを聞いてはくれない。成長に伴い、「イヤ！」と反抗されることだって…。「いつかいい娘はできると信じていたのに」天啓や来たり。赤ちゃんを育てたくなかったことだって…。何故？！

実はどんなお母さんでも必ず経験することなのです。

では、泣けて困るばかりのことならば、泣きやんの気持ちに寄り添いながら、喜んでいくためにはどのように対処したらいいのでしょうか。ご自身の経験から、感情に頼らない子育てを楽しくていく方法を一緒に学んでみませんか。

Lecture

月 日 曜日

時間

講師
産科子育てアドバイザー
高橋 常子さん
（うまな、ママ）

「産科子育てアドバイザー」として、産科子育て相談、育児相談、妊婦さんへの「産科子育て」に関する講演、産科子育てに関する書籍の執筆などを行っています。

- ・産科・産後・産前・産中・産後の育児相談
- ・産科子育てに関する書籍の執筆
- ・産科子育てに関する講演
- ・産科子育てに関する書籍の執筆

● 場所 … KIホール(4F) ● 参加費 … 無料

● 定員などの詳しい内容は学級のスケジュールなどでご確認ください。

● 申し込み方法 … 妊婦さまのIDでお申し込みください。

当院のサイト[診療・クラス・分娩予約]のログイン画面からお申し込みください。

イベント(学級)予約 → 産婦人科・小児科(学級予約) → 子育て学級

※定員になり次第申し込み終了となります。

お問い合わせ 産科課 TEL 049-254-5377 診察日/午前9:00～午後5:00

プレパパママ向け 「感情的にならない 子育て講座」 ＜産院開催＞

2018年～埼玉県の恵愛病院にて隔月開催
(基本的に土曜日午前開催)

メリット)

- ・夫婦で参加しやすい
- ・2人目3人目の親も参加しやすい
- ・妊婦健診に通っているので参加のハードルが低い



葛飾区「ハローベビー教室」＜保健所開催＞ パパにも聞いてほしい「子育てってどんなこと」

 **ハローベビー教室**（2日間。ともに140分のクラスです。）※葛飾区委託事業

※妊娠中の方が対象のクラスになります。ご家族の同伴も可。

はじめてお母さん・お父さんになれる方を対象に、ハローベビー教室を開催しています。

妊娠中の食事や過ごし方、新生児の特徴や赤ちゃんとの生活などについて2日間かけて学びます。

元気な赤ちゃんを産み、安心して子育てをするために、出産に向けた準備・赤ちゃんとの生活のイメージをつくりましょう。

ハローベビー教室1日目

☐妊娠中の体の変化や過ごし方（講義）

☐妊娠中の食事と栄養（講義）

（みそ汁の塩分測定ができます。希望者はみそ汁50ミリリットル(汁のみ)を、容器または密閉袋に入れてお持ちください。）

ハローベビー教室2日目

☐新生児の特徴・赤ちゃんとの生活・準備用品（講義）

☐先輩ママや赤ちゃんとの交流会

☐パパにも聞いてほしい。『子育てってどんなこと？』

～子どもの力を伸ばすパパママの関わり～（講義）



助産師のNPO「さんばはうす葛飾」が委託されて実施。
2017年より講座内でお伝え。平日開催ですが1/3程度は夫婦参加



妊娠中～子育て 親子への寄り添い実践のヒント



兵庫県明石市

2017年明石駅前の再開発ビルの6Fに「子育て世代
包括支援センター」を設置

市内9カ所の母子手帳発行窓口を一本化し、
保健師・助産師による全妊婦面接をスタート





京都府福知山市

< 合計特殊出生率2.02（2020年7月発表）本州3位 >
妊娠中から18歳までの子どもと親を支える
「子育て総合相談窓口」（2018年～統合）



埼玉県東松山市
「ウェルカムベビー訪問」
2016年から生後3カ月の
赤ちゃん宅へ
主任児童委員が全戸訪問





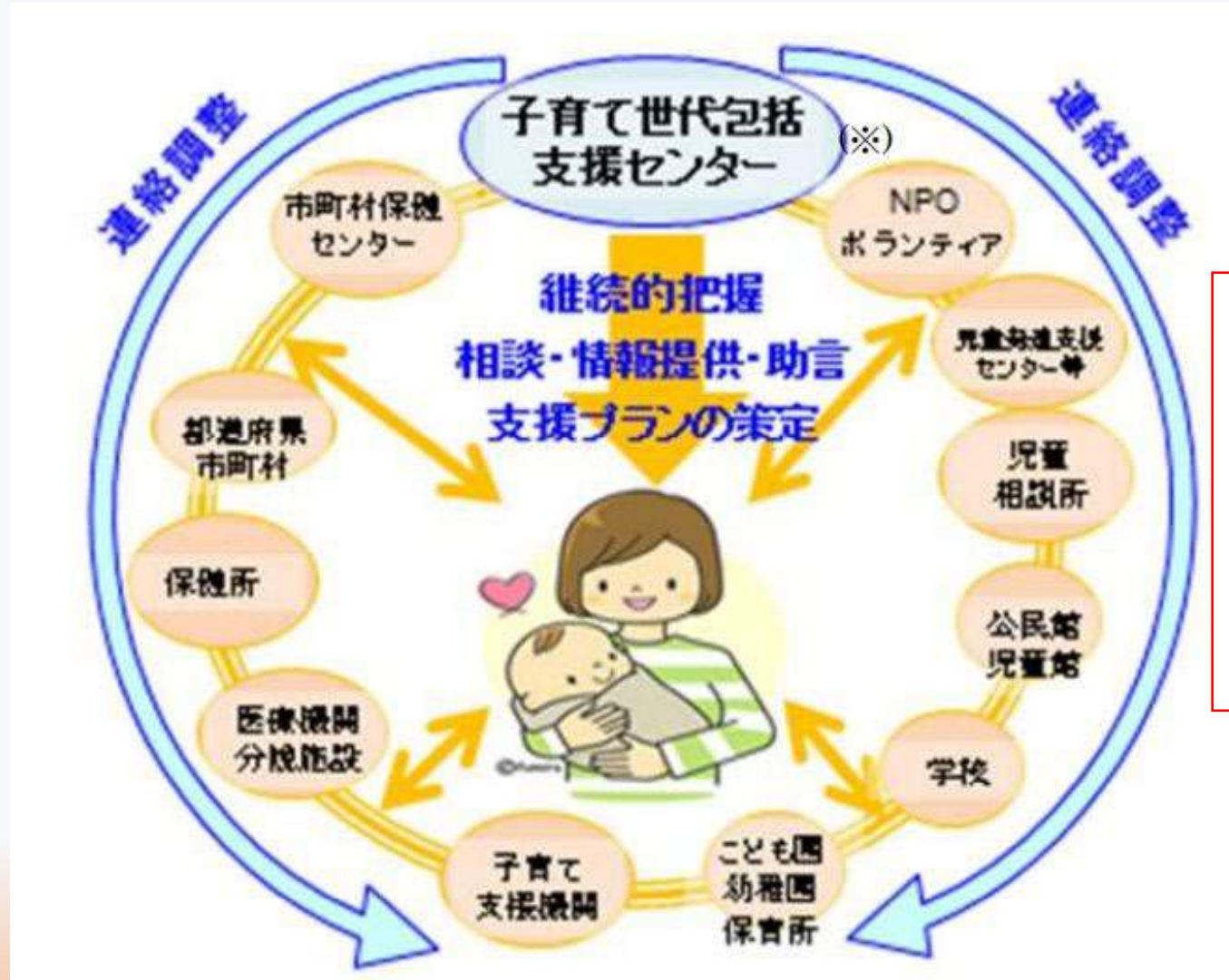
東京都北区

2020年5月コロナ禍

「パパお預かりサービス」を約2カ月実施
NPO法人子育てママ応援塾ほっこり～の



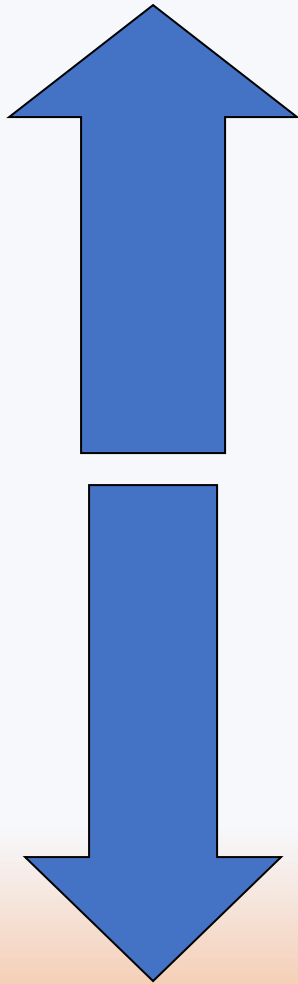
市区町村子ども家庭総合支援拠点と 一体的に支援を実施することが望ましい



2020年度末に
全国展開を目標
↓
2020年4月1日現在
子育て世代包括支援セ
ンター実施数1288市区
町村/全国1741市区町
村
(厚生労働省調べ)



安定した親子関係 & 子育てこそが虐待防止につながる



＜安定した親子関係＞

子どもを叩かず、コミュニケーションによって子育てしている→子どもが健やかに成長

＜やや不安定な親子関係＞

子どもを叩くことがある。ストレスによっては体罰がエスカレートすることもある
→やや子どもが不安定

＜不安定な親子関係＞

ストレスのはけ口として、子どもに暴力を振るう
または、ネグレクト
→虐待。子どもの安心安全が守られていない



虐待防止



虐待予防



虐待にならない
心地よい親子関係の構築

虐待予防のためのキーワード

= 孤独にしない



< 支援者 >

- 家族支援
- 具体的な顔が見える連携（相手がわかるから相談できる）
- アウトリーチ、プッシュ型アプローチ

< 一般のみなさま >

- 周囲の温かい見守り
- できれば温かい一言を「ベビーカー手伝いしましょうか」「赤ちゃん大きくなったね」